

朝鮮通信使往来における不慮の死に関する史料

―西国諸藩を中心に―

吉 田 智 史
宮 崎 克 則

はじめに

江戸時代の朝鮮通信使（以下、通信使）は、正使・副使・従事官の三使に約五〇〇人が随行して来日する幕府にとって最大の外交使節である。彼らは、將軍襲職の祝賀などを目的として、慶長十二年（一六〇七）から文化八年（一八二二）の間に十二回来日し、両国関係の安定に寄与したことから、二〇一七年に「朝鮮通信使に関する記録」が、ユネスコの「世界の記憶（世界記憶遺産）」に登録された。

通信使は、朝鮮の釜山を出船して対馬に到着すると、対馬藩主らに伴われて江戸へ向かい、江戸城中で朝鮮国王の国書と將軍からの返書を交換した。このため、朝鮮王城を出発して帰着するまで最短で一八〇日、最長で三三〇

日かかった。^①道中は、馳走役を命じられた藩の役人や領民など多くの日本人が対応した。^②

彼らは来日にあたって、朝鮮国王の国書や贈答品である「礼物」として、朝鮮人参や虎皮などのほか、鷹や馬も持参した。鷹は將軍の武威を象徴する動物として重宝され、鷹狩りの鷹の確保と馴養は重要とされた。^③馬も武威・武芸の象徴として、將軍の権威と密接に関わる動物であった。^④

このように、通信使は近世日本にとって重要な役割をもつ使節であった。このため、各地に多くの史料が残され、これまでの研究は、諸藩の「馳走」(通信使が領内を通行する際の支援や警護、宿舎や食材の提供などの接待)に関する史料や、通信使と各地の儒学者の交流に関する史料などをもとに進められてきた。^⑤史料に接していると、存在が知られている宝暦十四年(一七六四)の崔天宗殺害事件^⑥に関わる史料以外にも、朝鮮人や日本人、「礼物」である鷹や馬の死に関する記述が見られる。これらの史料は、残される必然性があつた。なぜなら、祝賀を目的とする通信使にとって、死という忌避したい事案であつても、対応を誤れば日朝関係や幕府との関係を大きく損ねる恐れがあつたからである。先述したように、鷹や馬は將軍の武威を示す動物として珍重され、通信使は朝鮮国王の命を受けた人々であつた。対馬藩にとって通信使の往来は、自藩の存在意義を示すものであり、諸藩にとって通信使への馳走は、將軍の代替わりごとに幕府から命じられる重要な役であつた。史料からは、それぞれの死への対応とともに、幕府・通信使・対馬藩・諸藩の関係が垣間見える。そこで本稿は、対馬藩・福岡藩・萩藩の史料を中心に不慮の死に関する記述を抽出し、通信使研究の進展に資するものとしたい。

註

- (1) 西日本文化協会編『福岡県史通史編 福岡藩(一)』(福岡県、二〇〇〇年) 五四五頁。なお、文化八年は対馬で国書を交換したため江戸に行っていない。
- (2) 右同五三三〜五八五頁、しらが康義「朝鮮通信使と岡山藩領民の諸負担」(『岡山県立記録資料館紀要』第七号、二〇二二年)、拙稿「朝鮮通信使の通航における宰判の役割―宝曆通信使の都濃宰判を中心として―」(『山口県地方史研究』第一一五号、二〇一六年)などの研究で、多くの領民の動員が明らかになっている。
- (3) 鷹の権威性については、大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」(吉川弘文館、一九九九年)、岡崎寛徳「近世武家社会の儀礼と交際」(校倉書房、二〇〇六年)、根崎光男「江戸幕府放鷹制度の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年)ほか多くの研究がある。
- (4) 細井計、兼平賢治、杉山令奈「公儀御馬買衆と盛岡藩」(『岩手大学教育学部研究年報』第六一巻第二号、二〇二二年)、兼平賢治「馬と人の江戸時代」(吉川弘文館、二〇一五年)などの研究がある。
- (5) 江戸期の新井白石による研究(市島謙吉編、校訂『新井白石全集第四』、一九〇六年)、明治期の藤田明「江戸時代に於ける朝鮮使節来朝について」(『歴史地理』朝鮮号、一九〇四年)、大正期の藤井甚太郎「藍島の信使」(『歴史地理』第二十九卷第一、四、五号、一九一七年)、昭和期の中村榮孝「日鮮関係史の研究」(吉川弘文館、一九六九年)、三宅英利「近世日朝関係史の研究」(文献出版、一九八六年)、荒野泰典「近世日本と東アジア」(東京大学出版会、一九八八年)、平成期には、ロナルド・トビ「近世日本の国家形成と外交」(創文社、一九九〇年)、辛基秀・仲尾宏編『善隣と友好の記録・大系 朝鮮通信使』(全八巻)(明石書店、一九九三〜一九九六年)、李元植「朝鮮通信使の研究」(思文閣出版、一九九七年)、倉地克直「近世日本人は朝鮮をどうみていたか―鎖国」のなかの「異人」たち」(角川選書、二〇〇一年)、池内敏「大君外交と武威」(名古屋大学出版会、二〇〇六年)。なお、西国諸藩と通信使の関わりに関する研究として註(2)に加え、広島藩は、頼祺一「朝鮮通信使と広島藩」(『広島藩・朝鮮通信使来聘記』呉市入船山記念館編、一九九〇年)、佐竹昭「宝曆十四年朝鮮通信使の鹿老渡寄港をめぐって」(『広島大学総合科学部紀要Ⅰ』、一九九五年)、西村孝司「朝鮮通信使来聘における広島藩の経済的負担の一考察―延享度を中心に―」(柴田一先生退官記念『日本史論叢』、一九九六年)。岡山藩は、岡山県史編纂委員会編『岡山県史 近世Ⅰ』山陽新聞社、一九八四年、倉地前掲書、池内前掲書。萩藩は、松田甲「毛利氏の朝鮮通信使接待」(『日鮮史話』第四編、朝鮮総督府、一九二八年)、三宅英利「李氏肅宗朝の日本聘禮と長州藩―近世日鮮外交の問題点も含めて」(『九州史学』第一七号、一九六〇年)、小山良昌「朝鮮通信使と徳山」(『徳山地方郷土史研究』第二十三号、二〇〇二年)、拙稿「朝鮮通信使接待をめぐる西国諸藩の動向―萩藩大坂留守居の活動を中心として―」(『七

隈史学」四号、二〇〇三年)、下関市市史編修委員会編『下関市史 藩政―市制施行』二〇〇九年、拙稿「朝鮮通信使接待の財政負担―宝暦通信使の萩藩を事例として―」(『七隈史学』一六号、二〇一四年)。福岡藩は、藤井前掲論文、三宅英利「近世李朝通信使の九州觀察(一)」(『北九州大学文学部紀要』(B系列)第一卷第一号、一九六七年)、同「近世李朝通信使の九州觀察(二)」(『北九州大学文学部紀要』(B系列)第一卷第二号、一九六八年)、同「朝鮮通信使と西国諸藩」(『韓第一一〇号、一九八八年)。また、同「近世日朝関係史の研究」(文献出版、一九八六年)には、天和・享保・宝暦の通信使における福岡藩の馳走に関する論文が収められている。高田茂廣「朝鮮通信使と福岡藩の領民」(『西南地域史研究』第十一輯、文献出版、一九九六年)、西日本文化協会編「福岡県史通史編 福岡藩(一)」(福岡県、二〇〇〇年)、拙稿「延享五年の朝鮮通信使と福岡藩(前編)(後編)」(韓国朝鮮通信使学会編「朝鮮通信使研究」第二四号、第二六号、二〇一七年、一八年)、同「正徳元年の朝鮮通信使と福岡藩」(『市史研究ふくおか』第十三号、二〇一八年)がある。

(6) 三宅前掲書五六六―五五〇頁。池内敏「唐人殺し」の世界(臨川書店、一九九九年)。

一 史料の所在

西国諸藩の通信使史料は、天和二年(一六八二)以降のものが多く残されている。不慮の死については、対馬藩・福岡藩・萩藩の史料に限れば、正徳元年(一七一―)、享保四年(一七一九)、延享五年(一七四八)、宝暦十三年(一七六三)の四回で確認できる。

まず、対馬藩の史料は、膨大な量が残されているため、今回は田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書第一期朝鮮通信使記録別冊上』(ゆまに書房、一九九八年)を用いた。これは、慶應義塾図書館に所蔵された「信使記録」のうち天和期から宝暦期までを撮影してマイクロフィルムにしたものの目録である。内題から不慮の死がわかるのは、享保四年が一点、延享五年が二点、宝暦十三年が七点である。その他、「毎日記」(通信使と藩主に随行した

記録)から抽出すると、正徳元年、延享五年、宝暦十三年のものに記述が見られる。対馬藩の史料は、朝鮮人の死に関する記述に加え、日本人、鷹、馬の死に関するものもある。

次に、福岡藩の史料は、主に福岡県立図書館に所蔵されており、黒田家文書の通信使記録五十冊余が、福岡地方史研究会古文書を読む会編『福岡藩朝鮮通信使記録』(一)～(十三)(福岡地方史研究会、一九九三年～二〇〇〇年)に翻刻収録されている。福岡藩の史料に記録された不慮の死は、正徳元年の鷹と日本人、延享五年と宝暦十三年の鷹、および正徳・延享・宝暦における朝鮮人の遺体の移送である。正徳元年の史料は、「御国向朝鮮人来聘記卷之二 正徳元辛卯年」黒田家文書八(『同記録』(一)、延享五年の史料は、「寛延元戊辰年 朝鮮人来聘記六」同二三(『同記録』(七)に加え、同館所蔵浦記録八一「官人来朝帰帆之部」(『同記録』(十二)がある。宝暦十三年の史料は、「宝暦十三癸未年 朝鮮人来聘記五」同二八(『同記録』(八)、「宝暦十三癸未年朝鮮人帰国記二上」同五一(『同記録』(十三)がある。

最後に、萩藩の史料は、主に山口県文書館に所蔵されている。不慮の死の記述は、宝暦十三年の鷹、延享五年の馬、および正徳・延享・宝暦における朝鮮人の遺体の移送である。正徳元年の記録は、「朝鮮信使御記録十」、「同十一」(県庁伝来旧藩記録八八七、八八八)にあり、下関市市史編修委員会編『下関市史・資料編VI』(下関市、二〇〇〇年)に翻刻収録されている。延享五年と宝暦十三年の記録は、いずれも毛利家文庫の分類項目四二御勤事にある。延享五年は、「朝鮮信使御馳走事控」(毛利家文庫四二御勤事六二二〇、二二、二二六)にあり、宝暦十三年の記録は、「公儀人記録」(同八七一九)、「信使来帰上関記録」(同二二六四)、「来朝御鷹匠勤書」(同八七三四)、「来帰大坂記録」(同八七一五四)にある。

【凡例】

- 解説にあたり用字は、原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- 異体字・合わせ字は正字に改めた。
- 変体仮名は平仮名に改めた。
- 句読点は解説者による。
- 合字「ㄱ」は「より」、「ホ」は「等」、「而」は「て」、「江」は「え」とした。
- 虫食い等により判読不可能な文字は、□にした。
- () は筆者の註である。
- 《 》 は原史料の割注である。
- ゆまに書房刊行のマイクロフィルムは、次の通り略記する。
 - 「朝鮮より御鷹御馬献上之覚 百十三の上」慶應義塾図書館所蔵正徳信使記録冊子番号一一〇（田代和生監修『マイクロフィルム版対馬宗家文書第一期朝鮮通信使記録別冊上』（ゆまに書房、一九九八年）、マイクロリール番号十七所収。
- (略記例)
 - 「朝鮮より御鷹御馬献上之覚 百十三の上」（慶應正徳一一〇、リール十七）。
 - 福岡県立図書館所蔵の黒田家文書は、『福岡藩朝鮮通信使記録』の収録先も併記し、次の通り略記する。
 - 「御国向朝鮮人來聘記卷之二 正徳元辛卯年」福岡県立図書館所蔵黒田家文書八（福岡地方史研究会古文書を読む会編『福岡藩朝鮮通信使記録』（一）（福岡地方史研究会、一九九三年）一四〇～一四三頁）。
 - (略記例)
 - 「御国向朝鮮人來聘記卷之二 正徳元辛卯年」黒田八（『記録』（一）一四〇～一四三頁）。
- 右記以外の史料については、その都度、表題、所蔵先、文書番号などを記した。

二 鷹の死に関する史料

鷹の死に関する史料は、福岡藩で正徳元年、延享五年、宝暦十三年、萩藩では宝暦十三年にそれぞれ確認できる。死んだ鷹の処置が詳細に記された史料があり、両藩の処置が比較できるので全事例を紹介する。本稿では、これらを年代順に紹介する。なお、史料は関係する部分のみ抽出し、前後は省略している。

(一) 正徳元年の福岡藩の事例

「御国向朝鮮人來聘記卷之二 正徳元辛卯年」黒田八〔記録〕(一)一四二〜一四三頁)。
第卅九

献上之御鷹廿五連之内、一居壱州出船之節、船中にて落申候付、此方より証文望候付、則証文出シ候事

一御鷹裁判役箕原多七より左之証文差越、ケ様之節は其所より証文被差出先例之由申候付、則正大方よりも証文調多七へ渡ス

但、右之趣江戸へも申上候処、献上之御鷹数之内にて無之、余計鷹之内にて落候へハ、公儀御届不及候、此節も余計之内にて候哉、何共不申来由、対馬守殿御留守居申候、依之此方よりも公儀御届ニ不及由追て江戸より申来、委細は江戸向之別冊二入

箕原多七方より之証文

覚

從朝鮮国献上之御鷹廿五連之内壹居、壹州風本（勝本）より病鳥ニ罷成相煩候處、当所へ乗掛ケ候節、船中ニ
て落申候、依之御証文御出可被下候、先格之儀ニ御座候間、如是御座候、以上

卯ノ

宗対馬守内

八月十日

箕原多七 印判

松平肥前守様御内

御役衆中

右ニ付此方より指出候証文

覚

從朝鮮国献上之御鷹廿五連之内壹居、壹州風本より病鳥ニ罷成候處、当所へ乗掛ケ候節、船中ニて落申候由、
依之御差出御証文之通相違無御座候、仍証文如此御座候、已上

卯

松平肥前守内

八月十日

郡 正大夫 印判

宗 対馬守様御内

箕原多七殿

以上

なお、「朝鮮より御鷹御馬献上之覚 百十三の上」(慶應正徳二一〇、リール十七)に、右記と同様の証文の写があり、「昨日渡中にて落候御鷹致塩巻ニ江戸表え持越ス」とある。さらに、「朝鮮より御鷹御馬献上之覚」百十三ノ下」(慶應正徳二一一、リール十七)には、吉田(現愛知県豊橋市)で死んだ鷹の証文が左記のように残されている。ちなみに、二居の鷹は江戸まで運ばれた後、江戸で死んだ一居と合わせて「落鷹三居尾羽を打、御屋鋪之内ニ埋候」と、対馬藩邸に埋葬された。

ク昨日之病鷹寅ノ上刻ニ落候ニ付、落鷹之証文請取之、則写左記之

従朝鮮国献上之御鷹之内、一居兼て病鷹之由ニ御座候処今晚斃申候、御差図之通致塩詰、箱ニ入御渡申候、
以上

卯九月十八日

牧野大学内

藤江竹右衛門

箕原多七殿

右之落鷹船中にて落候鷹一所ニ仕、江戸迄持越、尤持夫人馬割御役方より出ル

(二) 延享五年の福岡藩

「寛延元戊辰年 朝鮮人來聘記六」黒田二十三、(「記録」(七) 五七〜六二頁)。

(前略)

一 献上御鷹之内壹居、勝本より病鳥二成、二月十九日藍嶋(相島)着船以後殞申候付、野村清右衛門より証文相添、殞鷹定番方え差出、此方え預り置、見届証文出しくれ候様、下役倉掛幸左衛門を以申越候付、殞鷹預り置候儀ハ何分ニも及断候通申候得共、先例右之通候条、兎角此方え預り候様重畳申候故、無抛受取番人等附置候、追付彼方役人立合、於下行渡場塩漬ニいたし候、証文之儀何分ニ可致哉と定番より福岡え申越候、右ニ付先格御僉議候処、正徳年來聘之節、右同様之儀有之、藍嶋罷出居候御家老郡正大夫より証文差出申候趣旧記ニ相見之候、此節も先格ニ准勘左衛門より之証文相調、藍嶋え差遣候事

対州御鷹付より之証文写

從朝鮮国献上御鷹之内、壹居、忝州勝本より病鷹御座候処、今日当所着船後殞申候、則殞鷹差出懸御目候、以上

宗村馬守内

辰二月十九日

野村清右衛門

松平筑前様

御役人中

此方より之証文控 小奉書、豎紙二調、上包美濃紙、証文と書付

從朝鮮国献上御鷹之内壹居、壹州勝本より病鳥ニ相成候処、当領藍嶋着船後、殞申候由、依之御差出御証文之通相違無之候、仍て証文如此御座候、以上

松平筑前守内

辰二月廿日

立花勘左衛門 印判

宗村馬守様御内

野村清右衛門殿

右証文相達様之儀、藍嶋役人え御用勤中より左之通書付を以申遣之

一 献上御鷹之内一居殞候付、彼方役人証文相望候由、役人中見届候上、証文ハ朝鮮人御用懸御家老衆より被差出先格ニ候、依之勘左衛門殿より証文此節被差越候、右文言之内見届と申儀は先格無之候、此趣心得被居申候て、彼方役人え挨拶之上、右之証文相渡可被申候、以上

二月廿日

右証文定番より相達之、此方え預置候殞鷹、出船之節彼方え引渡相濟候事

一 御鷹船二月廿三日藍嶋出帆之処、風並悪敷通船成かたく地嶋え泊船、同廿六日出船候得共風向又々同所え漕戻候、同晦日地嶋出船、豊前小倉前にて小笠原右近将監様より被差出候漕船ニ引渡、此方漕船引取候、勿論漕船宰判磯

辺弥次兵衛、小倉漕船裁判之役人え出会引渡候、地嶋滞船中餌鳥下行等追々藍嶋より送遣、下行物支配役之者も罷越候事

一 右殞鷹献上分之内候へハ、此方様よりも公儀え御届被成、余計之内候へハ御届不及趣、正徳年之記録ニ相見之候付、於江戸対馬守殿御留守居引合御届仕候様、御留守居方え御下知被仰遣にて可有御座趣、御旅中え言上

言上状控

一筆致啓上候

一 献上御鷹船三艘、御鷹数七十二居之由、対州役人野村清右衛門付添罷越、同人乗船共都合四艘、同十九日荅州勝本出船、同日藍嶋着仕候、此節朝鮮人ハ不相越候、尤餌鳥等御書出之通相渡申儀御座候、右御鷹之内一居、勝本より病鳥ニ相成、藍嶋着船後、船中にて殞申候通、御鷹附下役人致揚陸、定番面会候て申聞、右殞鷹見届候様ニと持参候て差出并野村清右衛門より右之趣之差出証文は致持参、右見届候上、此方よりも証文出シ遣候様ニと相望、猶又殞鷹此方え預置可申由をも申聞候付、証文之儀は致僉議、此方よりも出申にて可有之候、殞鷹預置候儀ハ大切之事候間断申述候処、其段は何方ニても致来候条、脇方同様ニ致くれ候様重畳申候付、下行奉行水野喜右衛門、右定番出会候て殞鷹見届、左候は先預り置可申旨答候処、塩漬ニ仕度旨ニ付、翌日双方役人立合、塩漬ニ仕、此方え預り、尤番人等付置候通、致注進候、右ニ付、先格僉議仕候処、正徳年之旧記ニ相見候付、先例之通勘左衛門より右清右衛門え対し証文調差遣、相渡させ申候、則双方証文之控遣申候、右之殞鷹彼方役人え相渡、無滞相濟、同廿一日兼て御手当之漕船相付、出船仕候処、風向渡海成かたく藍嶋え乗戻滞船いたし、同廿三日朝、同所出船仕候得共、又々風向候付地嶋え漕込滞船仕、昨朝同

所出船仕候処、是又渡海成かたく地嶋え致滞船候、御鷹餌鳥渡し方、其外先格之通、無滞様仕候旨追々注進仕候、藍嶋着船之節、先例之通玄海沖迄漕船出向藍嶋え漕込、出船之節ハ小倉御領境迄漕送、小倉より之漕船ニ相渡申儀御座候、右為宰判中船頭磯辺弥次兵衛罷越、相勤申儀御座候、

一右之通正徳年、於藍嶋殞鷹有之、公儀え御届之儀、於江戸对馬守殿留守居え承合候処、献上鷹之内にて候へハ御届有之事情、献上之外余斗之内候へハ御届ニ不及候、未对馬守殿より不申来候間、定て余斗之内可為と存候、御届有之趣ニ候ハ、追て知せ可申由返答候処、其後否通達無之二付、此方様よりも御届無御座旨旧記ニ相見候、此度之殞鷹右兩様之間いつれとも於爰元不相知候、对馬守殿留守居え懸合、其趣ニ准御届之儀差引仕候様ニと御留守方え被仰遣にて可有御座奉存候

一藍嶋先渡之面々先格之通差遣置候、御鷹船も参候、旁御小屋等為見分、当分喜多村安右衛門差遣候、磯辺金左衛門儀ハ兼て藍嶋え罷越筈ニ付引受候、御用向多候故、同人儀は惣渡之節、罷越儀御座候、信使府内着船之到来次第、惣渡之面々、追々罷越申心得御座候、恐惶謹言

御用勤中

御家老中

二月廿六日

御供

御家老

御納戸頭

一右之言上、御旅中え相達候付、於江戸御届被成にて可有之哉之趣、大坂より御留守方え左之通御下知之事

一献上之御鷹船三艘、御鷹数七十二居之由、对州役人野村清右衛門付添、先月十九日藍嶋致着候、右御鷹之内病鳥有之、藍嶋船中にて殞申候、右之次第先例之趣、彼是福岡より之御用状ニ詳ニ申来候、則、右紙面差越候間、於其元对馬守殿御留守居え被承合、彼方より御届有之趣候は、雅楽頭様え得御内意、御届相済候様可被仕候、恐々謹言

御供

三月八日

御納戸頭

御家老

江戸御留守詰中

御届書之控

覚

今度、從朝鮮国献上之御鷹船三艘、御鷹七十二居之由、宗对馬守役人附添罷越、右役人乗船共都合四艘、二月十九日私領筑前国藍嶋着仕候、右御鷹之内一居、壹州勝本より病鳥ニ相成、藍嶋着後殞申候由、依之同所え差出置候家来え、右附添候役人より見届候様申聞候付、家来之者見届、相互ニ証文取替候旨、旅中え申越候、此

段御届申上候、以上

三月八日

御名

寺社奉行朝鮮人御用懸 稲葉 丹後守様

御口上書、御届書と同前、此段御用番迄

御届申上候付、以使者申達候と調之

(朱筆)

「江戸より答

対馬守殿御留守居え永田平之丞面会承合候処、御鷹七十二居持渡候段ハ、兼て御届有之候付、右之内一居殞候段は、是非共対馬守殿より御届有之事情、未右之趣到来無之候、到来次第相届可申候、此方様より御届之儀ハ勝手次第可仕旨申聞候、右二付届書調之、三月廿二日雅楽頭様え平之丞伺公、御用人面会委細申述、御届書相達候処、猶又追罷出御届書御覽被成候、此通にて可然候、御用番様え御届可仕旨被仰聞候、右二付、御用番松平右近将監様へ平之丞伺公、以御取次右御届差上候処、御受取被成候由被仰聞候、稲葉丹後守様えも御届被成可然と、御口上書相調、以御使者相達申候、則御届書控差上申候

右三月廿六日之便ニ言上」

(後略)

(三) 宝曆十三年の福岡藩

「宝曆十三癸未年 朝鮮人来聘記五」黒田二十八〔記録〕(八) 十頁、十六頁。

(前略)

一献上御鷹之内、老居数日病鷹ニ有之候処、十一月二日藍嶋着船以後殞申候付、追付証文相添可指出旨内野札より磯辺弥二兵衛《中船頭延享年ハ未惣渡無之故、殞鷹定番之差出、此方え預り置見届証文指出しくれ候様ニ下役之者を以申越候得共、此節ハ違先格弥二兵衛迄申遣之》迄以切紙申越、其後鷹師石田柳左衛門餌打之者兩人召連、右殞鷹証文等持参下行役所え罷越、下行奉行辛島次夫、添役末永七郎太夫遂面談候上、札より之証文相渡、御先格も可有御座候得共、証文之案詞持参仕候、寔御心安存案文指出候由、尤右殞鷹塩漬之次第、万事御先格之通御執計可被下旨柳左衛門申候付、委細致承知被入御念儀存候、先殞鷹上座ニ直させ、御船之内御屈託も可有御座候、暫御休息被成候様申、酒など勸メ料理出之、扱殞鷹塩漬之次第何分ニ可仕哉と相尋候処、柳左衛門申候は餌打之者手馴候事故、彼者え可被仰付由にて、兩人呼出最前之通仕立候様ニ申付ル、依之土間ニ薄縁敷、致用意置候俎包丁指出候処、右鷹之胃を割塩を入、篠詰ニいたし、又余分之塩を入、藁にて詰、其後箱ニ納、箱ノ蓋針付、油紙にて包、縁張し所ニ次太夫致印形、又上箱ニ入、針附口張致印形、其上を呉座包、苧繩にてからけ巻付、又次太夫致印形封印之上、奉書包にて包之、指札如左調之仕立相濟候上、柳左衛門え相渡候処、請取候事

御名内
殞御鷹入 辛島次太夫

右内箱楫板 サシ 寸法如左

一横 六寸

一深サ 四寸五分

外箱寸法准右仕調之

右仕立之間、下行方本メ役三人土間薄縁之上相詰、下行役所入口為警固同手附之者四人指出置候事

御鷹附内野糺より指出候証文之写

従朝鮮国献上之御鷹之内、忝居数日病鷹御座候処、当所え参着後殞申候、則殞鷹差出懸御目候、以上

宗対馬守内

内野糺 印

未十一月二日

松平筑前守様

御役人衆中

右証文小奉書紙豎調之上包ミノ紙ニテ奉書包、上殞鷹証文と書附有之

辛島次夫より指出証文控

(朱筆)「今日」

從朝鮮国献上御鷹之内、忝居数日病鷹御座候処、殞申候付、御指出御証文之通相違無御座候付、致塩漬
(みせけち)ククククククククク

箱ニ入相渡申候、以上

松平筑前守内

未十一月二日

辛島次夫印

宗対馬守様御内

内野札 殿

右小奉書豎紙ニ調之上包ミノ紙上ニ証文と書附

(朱筆)「○内野札より右之通之案詞遣候得共、数日病鷹と言文字指除可然との御詮議ニテ、朱書之通調
相渡候所、無異儀請取候事」

○右証文正徳年、延享年共御用懸之御家老中より被差出候段、旧記ニ相見へ候、就右於福岡も御詮儀有之候得共、
兩年共先格有之事ニ候得は、押ても難取計、其通りニ先相究り居候、然処藍嶋渡海之上何も重畳遂詮儀、勝本ニ

て壱居殞鷹有之節、対馬役人より江戸表え差出相払申儀ニ付、家老中より証文差添候様ニ申聞、平戸役人段々遂詮儀候処、先格無之故、家老中より証文難差出趣相答、下行方役人証文にて相済候趣、勝本え為御使者被指越置候山口三右衛門より及注進候、依之此方様ニても不泥、先格此節ハ下行奉行より証文差出候様ニ取計可然と詮儀を加、御用聞笠原四郎右衛門より下行奉行辛島次太夫え重畳申含内々相勤、次太夫証文にて相済候様ニ申聞候処、石田柳左衛門熟談之上、次太夫証文にて相済候由申候付、其通ニ調相渡候、且又、彼方より遣候案文少し存寄有之、其文字差除候段をも及演説候得は、被入御念儀存候とて、直ニ懷中早速引取候間、挑灯ともさせ、塩漬鷹為警固手附之者四人船場迄相添指越候事

○内野糺より追々差出候御鷹餌鳥請取証文写

覚

一雀 六十羽

一鳩 三十六羽

一鶉 五十四羽

從朝鮮国献上御鷹四拾七居十一月二日、一日分ノ餌鳥請取之申候、以上

宗対馬守内

未十一月二日

内野 糺 印

松平筑前守様御内

辛島次太夫殿

○十一月三日 一日分

雀 百貳拾羽

鳩 五拾六羽

○同 四日 一日分

鶉 九羽

鳩 五十七羽

雀 七十式羽

ノ

糺より之証文調様ハ前ニ記候通之儀故、三日以後案文不載之、小奉書豎紙ニ調之、美濃紙ニテ奉書包上書御鷹餌鳥請取証文と有之

一御鷹船十一月四日巳上刻藍嶋出帆ニ付、磯辺弥二兵衛漕船召連一同ニ乗出、同日申上刻長州南風泊前ニテ小笠原伊予守様より被差出置候漕船裁判役林文蔵え引渡、此方漕船引取候事

一御鷹船藍嶋着船出船并殞鷹有之二付、於江戸御届等之儀追々從太郎兵衛、伊織福岡え以飛船申遣、少将様えハ福岡より言上有之、藍嶋より直ニハ不申上候事

但、御届等之儀、福岡より之言上状ニ委ク相見候故、爰ニ不載之

一右二付、御鷹船着船出船并殞鷹御届之儀、延享年も於江戸対馬御留守居承合候処、御鷹七拾式居持渡候段は、最前御届有之二付、其内壺居殞候段是非共対馬守殿より御届有之事候由申聞候付、従此方様も公義え御届被成候旨記録二相見へ候、依之此節も御届被成にて可有御座趣、十一月七日御旅中へ言上之事

言上状写

一筆致啓上候

一去二日、同四日藍嶋より以飛船太郎兵衛、伊織より申越候は、今度献上之御鷹船去朔日藍嶋致着船候、同日同所出帆二付、御手当之漕船相附小倉御領境迄漕送、小倉之漕船二相渡申事御座候、右漕船為裁判中船頭磯辺弥次兵衛罷越相勤申候、右御鷹船藍嶋到着出帆之儀、何方えも御届二ハ及不申候、各様為御心得申進候一御鷹之内壺居殞候由、同二日対州より之御鷹附役人内野糺より磯辺弥次兵衛え以手紙申越候、其以後下役之者、殞鷹持参下行奉行え見届之儀等相頼、証文之儀申出候、右証文名元之儀は兼て詮儀有之、此節於藍嶋も重畳詮詮儀候処、勝本二ても壺居殞候節、証文之儀申出候、彼方にて先格無之二付、家老より之証文難差出旨申、下行奉行より之証文相渡候趣壺岐え被遣置候山口三右衛門より及注進候、右之趣二付此方二ても下行奉行より之名元にて相濟候様二有之度、下行奉行え右之趣相含品能申談候処、下行奉行之名元にて相濟候由申候付、右之通相調相渡候処、無異儀請取相濟候、且又彼方より遣候案紙之通にては不好文言少々有之候付指除相調、是又品能申聞候処、其通にて相濟申候、右殞鷹先格之通塩漬仕度由相頼候付、双方役人立合塩漬之上、箱仕立二いたし、証文相添相渡申候由、右双方証文之案紙差進申候

一右殞鷹二付、公義御届之儀旧記遂詮議候処、延享年殞鷹有之、御届之儀江戸御留守居え被仰遣候処、御留守居より対馬守殿御留守居え承合候得は、彼方えは未到来無之候、到来次第是非御届有之事二候、此方様御届之儀は、御勝手次第被成候様二と申候付、御届書相調、酒井雅楽頭様え得御内意、御用番様え差上、寺社御奉行御用懸稻葉丹後守様えも御口上届可然由にて御勤仕候由、相見へ申候

一正徳年二も殞鷹有之候二付、於江戸御留守居より対州御留守居え承合候得は、殞鷹献上之内にて候得は、御届可有之候、献上之外余計之内にて候得は、御届二不及候、未対馬守殿より不申来候間、定て余計之内たるへくと存候、御届有之趣二候ハ、追て相知せ可申由返答候処、其後否通達無之二付、従此方様も御届無御座、其通にて相済申候由旧記二有之候、此節之殞鷹ハ献上分、又ハ余計之内とも相分り不申候、いつれ延享之近格之通御取計被成にて可有之哉、此段於其地御留守居中え被仰聞、被遂御詮議御届被成候様二奉存候、則延享年之御届書案文差進申候、於其御地松浦肥前守殿より御届等有之候哉之趣承合候様二御留守居中え被仰聞、宜御取計可被成候、恐惶謹言

御国

十一月七日

惣中

和泉様―大音三郎右衛門様―河村五太夫様

(朱筆)

「御届書之写

覚

今度從朝鮮国献上之御鷹船宗对馬守役人附添罷越、右役人乗船共十一月朔日私領筑前国藍嶋着仕候、右御鷹之内一居病鳥二相成居候、藍嶋着後殞申候由、依之同所之差出置候家来え右附添之役人より見届候様申聞候付、家来之者見届相互二証文取替候旨申越候、此段御届申上候、以上

十二月朔日

御名

寺社御奉行 毛利讀岐守様えハ《此段御用番迄御届申上候付、以使者申達候》

(後略)

(四) 宝曆十三年の萩藩

「来朝御鷹匠勤書」山口県文書館所蔵毛利家文庫四二御勤事(八七一三四)

(前略)

一九月廿日萩出足、同廿一日赤間関着仕候事

十一月四日暮六ツ過御鷹船三艘共赤間関着仕候事

但、早速私儀見廻罷越候様との儀二付、下行奉行井上市之進、三戸新八方乞合仕、同船にて御鷹頭取内野札船え見廻、取次之者を以相応之挨拶仕、私儀兼て鷹役之者にて御座候間、御鷹之儀二付何ぞ御用等御座候ハ、被仰下候様二申入、猶又名札相渡置罷帰候事、林三九郎

一御鷹四拾七連

但耆艘 頭取 内野 札

忝艘 鷹師 石田柳左衛門

同 倉掛甚左衛門

足輕 嘉右衛門

其外 御鷹餌打

忝艘 鷹師 吉野心助

同 倉掛弥七郎

足輕 井野格左衛門

其外 御鷹餌うち

一同日夜中殯鷹忝居御座候由、翌五日之早朝二御鷹船より御用所え申来、猶又病鷹等多ク有之由二付、林三九郎儀為見廻三艘え被差越病鷹御座候由、拙者儀鷹役之者にて御座候間、何ぞ御用等御座候ハ、被仰下候様申入、名札等渡置罷帰、直様御用所え右之由届仕候事

一同日殯鷹見分之儀申来、唐戸橋脇にて境屋八左衛門所え御仕構相成、桂四郎兵衛、阿部孫右衛門、林三九郎被差出、殯鷹御引請相成、七ツ過上陸仕候事

鷹師

倉掛甚左衛門

足輕

嘉右衛門

餌打

金助

才料

壹人

一籠鷹ニして殞鷹持參之事

但、先達て入用物付立差越、寸法左ニ記之

鷹塩漬ニして入箱寸法

一長サ壹尺六寸

一高サ四寸

一横六寸

右者内箱、外箱之儀は此分ニ応し仕調之事、尤内外共ニもみの木ニして

一油紙之事

一青小繩之事

一塩之事

右差札之儀は上箱跡先壹寸程みちかくして幅見合之事

一倉掛甚左衛門右境屋所え上り、早速阿部孫右衛門、林三九郎罷出相應之挨拶仕御鷹塩漬之儀不案内ニ御座候、御好を受申度由相談仕候へ共、甚左衛門申方御尤之御事御座候、此方召連申候足輕嘉右衛門、餌打金助心得居申候間、彼者共え被仰付候様ニ申候故、早速相頼申候、尤林三九郎見分仕拳替之者手伝申付候之事

但、塩漬相濟箱入ニして、尤詰わら等入釘詰ニして目張仕、四角え林三九郎印判を突、其上を油紙にて包、青小繩にて詰、又上箱え入詰わら仕、釘詰ニして遠田にて包、青小繩にて結巻封をも三九郎印判仕候事
差札書附左ニ記之

長州鷹役

殞鷹耆居 林三九郎 印

一証文取替之儀ニ付、於当所御鷹殞候段如何敷被思召候ハ、途中にて殞候と御調候ても差聞之儀無御座候由、右甚左衛門、林三九郎え申候付、早速桂四郎兵衛方申合右之通相頼申候事

一右甚左衛門申方ニ、只今迄脇筋にても御証文御家老様御印判被居候間、只今御取替之御証文をも右之通ニ御調被下候様ニ内野糺申附差越候通、阿部孫右衛門、林三九郎一同致承知、早速右之通役人共え可申入段、甚左衛門え申詰、桂四郎兵衛え申達候へは、随分酒等すすめ座敷なく居候様取持可然段被申候故、座敷え罷出候事

但、其後甚左衛門酒余程強候、時分風と三九郎氣附候故、甚左衛門殿至極御内々にて御相對御座候、御鷹御馬之儀は格別之趣ニ御座候哉難斗存候、乍然前方延享信使来朝之節、於当所御馬耆正走り申候、其節御馬御支配之御方え御立相仕候、此方役人之儀は兼て馬役申附候人柄并頭立候役人御立相仕、右御馬見届御証文等取替相濟申候ニ付、此度御鷹之儀も定て右之通共にて可相濟哉と存知、右之方引除役人申附罷居申候、只今迄国之殞鷹御証文取替シ右之通被相濟候へは、別て御頼も申苦敷御座候得共、御内々を以此段御分別之筋とも敷有御座

間敷哉と申掛候へは、右甚左衛門申方、扱は前方御馬之節、右之御格式御座候ハ、其通ニ相成申間敷物にても無御座候、然れとも私忝人之分別ニも難相成ニ付、糺方え乞合可申候間、硯紙借用仕度由申ニ付、御心入之段忝奉存候、乍然今少し御控被下候ハ、右之御心入之段役人共え申入、其上にて弥御頼可仕と申捨、桂四郎兵衛方右之廉々申達、弥相頼候様ニ被申候故、猶又甚左衛門え相頼申候へは、早速手紙を調、足輕嘉右衛門使ニして糺方え差越申候、頓て糺より返答御馬はしり候時分之御格式ニ被仰付可然段申来、尚又御証文調替差越申候事

一從朝鮮国献上之御鷹内壱居数日病鷹御座候処、当所渡海之節途中にて殞申候、則殞鷹差出掛御目候、以上

未ノ 宗対馬守内

十一月五日 内野 糺 印

松平大膳大夫様

御役人中

右之通証文調差出候故、此御方よりも御証文左ニ記之

一從朝鮮国献上御鷹之内壱居数日病鷹御座候処ニ、当所え渡海之節途中にて殞申候ニ付、御差出御証文之通相違無御座、依之致塩漬箱ニ入相渡申候、以上

松平大膳大夫内

宝曆十三年未ノ

鷹役

十一月五日 林三九郎 印

用方本メ

桂四郎兵衛 印

宗対馬守様御内

内野糺 殿

(中略)

一其後右甚左衛門申方ニ、此度召連候御鷹風氣之分數多御座候故、只今迄御脇方にても御鷹躰御座候処にては、其段申断御躰を借り病鷹之分つなぎ滞留内水をあわせ申候、承り候へは御当地ニは御躰無御座由、とふそ急ニ御躰之御吟味共は相成申間敷之段、林三九郎方申懸候故、三九郎返答ニ被仰下候通当地は古来より御鷹躰調置候格式無之二付、其仕構不仕候、然れとも只今迄御脇方にても御鷹為保養躰え御繫被成候故、於当関も右之通被成度候へ共、躰無之二付御差扣之由、一向御遠慮ニ及不申由、拙者存知寄之通被仰付候ハ、今夜中にても相躰仕構、御鷹何拾居にても明朝迄ニはつなかれ候様其沙汰可仕候、猶又拙者見合仕調可立御用候、ケ様之趣も可有御座哉と存、大工等數百人当関出張罷居申候、此由返答仕候へは、相躰之儀はいかゝにて御座候哉問懸申候、拙者御国元ニは其儀無御座候哉、爰元其外江戸ニても數多御鷹急ニ繫候時は右相躰調申候得は、メリ空家を内輪之間、え見合候て柴を詰ひ、大廻りをメ、外え番人四方え付置申候、此通ニ仕候故何百居にてもつなかれ候様、今夜中ニ仕調相成候段申候得は、一向国元ニ左様之儀無之候、右之儀は拙者一存之通計を御咄仕候、同役中申合候て弥其通仕度由申合候ハ、又々私方迄通達可仕由申候、其段何とか物音も無御座候事

一殞鷹壹卷夜中九ツ過ニ相濟、甚左衛門を始孰も引取申候

右殞鷹壹卷御首尾能相濟申候事

十一月五日

一同七日之夜中柏村四郎右衛門宿にて、此度上ノ関迄私儀御鷹船付廻り被仰付之段、右四郎右衛門方被申渡候事
但、於船中格別付相之儀も有之間敷候、於上関何ぞ御鷹御用等も有之候ハ、可遂其節之由被仰渡候事

拳替

壹人

新六尺

壹人

右拳替之儀、上関御用埒明次第萩表え被差返之段、先達て長崎四郎兵衛、栗屋市左衛門方御沙汰相成候事
一林三九郎儀、此度上関御鷹付廻被仰付候、対州衆出会之節、鎗持参不仕候ては先方引受も不被宜儀ニ奉存候間、
此段申出候得は九日之夕御沙汰之上、鎗持参仕候様被仰渡候事

一御鷹餌鳥船乗組候様ニ被仰渡候事

但、十一日之朝御鷹船出船之様相見申候故、早速乗船仕候事

一同十一日夕飯後、三九郎儀御用所え被召出、又々殞鷹有之二付、鷹師吉野応助其外手附上陸相成、御手洗屋養助
於に宿御引受相成候、先達て桂四郎兵衛、阿部孫右衛門被差出候条、三九郎はやく御手洗屋え罷越、鷹塩漬諸御
入用物仕出旁相調仕構仕、尚又御手洗屋養助を以、内野糺船え差越、殞鷹御持参之方々はやく御上陸被下候様右
養介を以可申遣候事

但、吉野応助、糺船ニ居候故、即時及返答追て上陸可仕之由、右養助承り帰り候事

一同日暮六ツ時、吉野応助、足輕井野格左衛門、餌打金助、弥三八、才料耆人、持夫耆人、右御手洗屋へ上り御馳走凡前同し

一從朝鮮国献上御鷹之内耆居、筑前從藍嶋病鷹御座候処、今朝殞申候、則殞鷹差出懸御目候、已上
未ノ
宗対馬守内

十一月十一日

内野糺 印

松平大膳大夫様御内

御役人衆中

一從朝鮮国献上御鷹之内耆居、筑前從藍嶋病鷹御座候処、今朝殞申候、則殞鷹御差出御証文之通相違無御座候、依之致塩漬、箱二入相渡申候、以上

宝曆十三年未ノ
松平大膳大夫内

十一月十一日

鷹役

林三九郎

用方本メ

桂四郎兵衛

宗対馬守様御内

内野糺殿

一殞鷹塩漬之儀は、前断之通御仕構相成、応助、三九郎見合、格左衛門より餌うち兩人え申附相濟候事

但、箱内外仕立様并内外包様も差札書様旁前同し

一 御鷹塩漬御馳走等相済候後、桂四郎兵衛方挨拶にて応助え被下物左二記之

一金五百疋 包のし 吉野応助

杉すへ

一 井野格左衛門、餌うち兩人へは、三九郎挨拶仕候様四郎兵衛方被申候故、右之通取捌被下物左二記之

一金壹両 包のし 井野格左衛門

杉すへ

一同式百疋宛包のし 餌うち 金助

同 弥三八

一 銀貳両 殞鷹才料 壹人

一同壹両 持夫 壹人

右銀子之方は宿主御手洗屋養助を以挨拶被仰付候事

一 御馳走半ニ右応助申方ニ、此度之御鷹御付廻り餌鳥仕出に孰之御役人御付廻り被成候哉と申候付、右御鷹餌鳥壹

卷之儀ニ付、上ノ関迄拙者御付廻り仕候様役人共より申付候段、右応助え及返答候得は、貴様御出被成候へは、

弥御心安可仕之由申候故、此段桂四郎兵衛、柏村四郎左衛門、吉田半兵衛方えも申達置候事

林三九郎

一 長樽三升入 内野糺

一 平樽五升入 御鷹船

一同五升入 同断

但、御鷹船赤間関出船之後、いつれへそ掛り候時分右之分持参仕、自分勤之心にして相応ニ致挨拶候様との事

一十四日朝五ツ時過、赤間関御鷹船出船仕候事

一同日暮過御鷹船壹艘、使者船壹艘、三田尻西ヶ口へ入、今壹艘は風強候故直様新ヶ口之脇大石へ掛り申候、林三九郎乗船之分は西ヶ口より式里程手前漸着仕、翌早天ニ西ヶ口へ追付申候事

一十五日昼四ツ時過御鷹船三田尻出帆にて上関へ先船は七ツ時分着仕候、追々三艘共着船三九郎儀も暮相ニ着船仕候事

但、三九郎儀着船早速三艘へ見廻無難ニ着船相応之相拶仕、尚又赤間関より拙者志持参仕候、御寢酒ニも被成被下候様申入、三艘之鷹師へ致相對候て、御鷹之儀ニ付何ぞ役人共へ被仰入趣共出来仕候ハ、御内々を以高野弥九郎手前聞え卒と御物音被成被下候様頼置罷帰申候事

一翌十六日之朝、粟屋市左衛門方より殞鷹有之由船より申来、今夕御引受塩漬相成ニ付、赤間関之通用意仕候様との儀被申渡候事

但、殞鷹於当関殞候ては、御作廻之段もいか、敷御座候条、三九郎儀船へ罷越、途中にて御鷹殞候分ニ相成申間敷哉乞合申候様ニとの御事ニ付、早速御鷹船へ参り右之通鷹師へ相頼候得は、御頼之通ニ可相成候、乍然今一応同役共と申合候て、今夕上陸之上、可申承之由にて罷帰、其後長崎、粟屋へ申達候事

一同日昼過ニ札船へ参り、今夕御上陸之御方孰様にて御座候哉、御案内為旁役人共申附、拙者儀御船迄差越申候、此段申入候へは、札相對仕、倉掛弥七郎上陸可仕と存候、未相知レ不申由、札挨拶仕候故、直様罷帰申達候事

一同日六ツ時分、殞鷹を例之通鷹籠え入、倉懸弥七郎、井野格左衛門、足輕式人、見習老人、持夫式人、中間老人、黒崎屋茂兵衛所え致上陸候事

但、塩漬之儀は、前方之通ニ先方取捌仕候諸事前ニ同シ

一從朝鮮国献上御鷹之内、老居長門赤間関より病鷹御座候処、周防上ノ関え渡海之節、途中にて殞申候、則殞鷹懸御目候、已上

未ノ

宗対馬守内

十一月十六日

内野糺 印判

松平大膳大夫様

御役人衆中

一從朝鮮国献上御鷹之内、老居長門赤間関より病鷹御座候処、周防上ノ関え渡海之途中にて殞申候、則殞鷹御差出御証文之通相違無御座候、依之致塩漬、箱ニ入相渡申候、已上

宝曆十三年未ノ

松平大膳大夫内

十一月十六日

鷹役

林三九郎 印

用方本メ

栗屋市左衛門 印

宗対馬守様御内

内野糺殿

(後略)

三 馬の死に関する史料

馬の死に関する史料は、延享五年の事例のみで、対馬藩と萩藩の史料に記載されている。なお、対馬藩の延享五年の史料である「朝鮮国より別幅之御馬六疋并芸馬三疋之覚書附御馬飼料朝鮮人并通詞江海陸下行証文写」(慶應延享二十六、リール三十三)には、献上馬に随行する対馬藩の樋口類右衛門の伺書が残っている。これには、馬や付き添いの朝鮮人が病気になった場合、死亡した場合などの対応が記されているため紹介する。

(一) 樋口類右衛門の伺書

前掲「朝鮮国より別幅之御馬六疋并芸馬三疋之覚書附御馬飼料并朝鮮人通詞江海陸下行証文写」

(前略)

覚

一 献上御馬并曲馬船中にて相煩、陸え揚ケ不申候て療治難相成節、船揚ケ可仕候哉

付紙答

成たけ揚陸不為致候様可被相心得候、強相痛船中にて療治難成極り候ハ、見合ニ可被致候

一 献上御馬之内、船中道中にて斃れ候節、如何可仕候哉

答

御賄御代官衆立会、斃候段被見届候趣書付受取、御賄方より御取置候様可被申談候

一 献上御馬道中にて相痛率せ難成節は其宿へ致逗留、療治可仕候哉

答

成たけ逗留無用ニ候、併何分難率通候ハ、是又見合ニ可被仕候、尤致逗留候ハ、其断書相受取可被申候

一 朝鮮人海陸にて病氣之節、御馳走方へ申達、医師相招薬等用させ可申候哉

答

可為紙面之通候

一 朝鮮人海陸にて病死仕候節、如何可仕候哉

御代官方御馳走方立会何も被見届候と之証文受取之、朝鮮人えも相違無之段書キ物為致相請取、尤御馳走方

より臥棺用意、塩漬ニして朝鮮人と致相对、其所え預ケ置可被申候

一 朝鮮人船中にて病氣之節、陸宿相望候節、如何可仕候哉

答

成たけ揚陸被為致間敷候

一 御馬船船中にて風波強散々ニ乗り候節、承合浦津ニ滞船仕追付候迄相待可申候哉

答

待合同前ニ通船可被致候

一 朝鮮人船中数日逗留仕為歩行、陸揚之儀相望候節、船揚可為仕候哉

答

決て無用候

一 別幅御馬海陸用息合薬御渡被成候哉

答

息合少々可相渡候

一 御記録并諸帳面入候箱道中持夫大坂御役方より相請取可申候哉

答

自分之挟箱等にて可被相濟候

右之通御馬附樋口類右衛門相伺、以付紙及返答候間、可被申渡候、以上

二月十四日

鈴木市之進殿

(後略)

(二) 馬の死に関わる対馬藩の史料

前掲「朝鮮国より別幅之御馬六疋并芸馬三疋之覚書附御馬飼料朝鮮人并通詞江海陸下行証文写」

(前略)

〳三月廿七日

ク芸馬之内、栗毛馬御国より病馬にて候処、夜前より息遣悪候段、御厩拓右衛門申聞候付、志田善右衛門、理馬へ見七候処、様子甚悪候故、今日中二斃可申も不相知段申候二付、早々薬相用候様二と申渡ス

ク同日昼時より順風二付、赤間関出船、御馬船老艘二漕船六艘宛被相附ル、新泊え着

ク大膳太夫様御内上野甚六、児玉市之介、下行役斎藤吉右衛門被罷出

ク右御同人様御家老六戸出雲方より出船二付使者来ル、相応致挨拶

ク大膳太夫様御内中村五兵衛、尾崎利兵衛被罷出候付、芸馬之内壹疋致病死候間、陸え揚ヶ夫々御取置被成候様二と申達候処、得其意候由被申聞候

ク当所在番渡邊弥右衛門為届被罷出

ク中村五兵衛、尾崎利兵衛方より大傳問壹艘人夫乗七被出、斃馬揚ヶ候様二と申来候付、御厩之者え夫々致用意揚ヶ候様二申付ル

ク右二付、御領主御役人より斃し馬之書付受取之、左記

覚

芸馬之内栗毛之御馬壹疋防州吉敷郡丸尾崎新泊にて斃申候付、於彼湊御一同立会見分仕、取捌申付候所、相違無御座候、仍如件

松平大膳大夫内

延享五辰三月廿七日

中村五兵衛

尾崎理兵衛

宗对馬守様御内

樋口類右衛門殿

右斃馬之義大藏、直右衛門方之書状を以遂案内

但、此書状箱赤間関之着仕候節、被相届候様ニ申達、役人衆之相渡ス

(後略)

(三) 馬の死に関わる萩藩の史料

「朝鮮信使御馳走事控」山口県文書館所蔵毛利家文庫四二御勤事(六二一四七―二〇)

一朝鮮人持參之献上御馬并芸馬先達て通船、三月廿七日赤間関出帆、同暁申ノ下刻防州丸尾崎繫船ニ付、所々役人渡辺弥兵衛水木等持參、扱又附廻り中村五兵衛御船頭漕船支配尾崎利兵衛出合候処、芸馬之内壱疋病馬有之候処、七ツ時過於沖に通船之内斃申候間、いつれ立合見分仕陸ニて作廻具候様との儀ニ付、念を入土中え埋、番人等付置候由穴戸出雲殿え相達候ニ付、赤間関より萩え注進有之候間、御届被成にて可有之候、何分申談可致其沙汰由萩当役中より清水長左衛門殿各え申来候、尤御直書付ニて被差出儀候は於爰元調候様、且又出雲殿より新泊りと申来候へ共、丸尾崎ニて新泊りと申儀は(平出)公儀え御付書も無之所柄にて候、併出雲殿より対州御家老杉村大藏え右之趣被申越由候間、定て新泊りと被申越にて可有之候、何も致吟味御届可仕旨申来候、右ニ付先頃筑前藍ノ嶋ニて献上之御鷹老居落候付、扱又備前にてても老居落いつれも御届相成候由先達て及承候付、松平筑前守様衆、松平大炊頭様衆え承合候処、御両方共御直書付、尤大炊頭様衆よりは御案紙差越候、将又筑前守様よりは御用番様え御届有之候由、大炊頭様よりハ御用番并酒井雅楽頭様、扱又稲葉丹後守様えも御届候由区ニ付、(欠字)

此御方御届之儀ハ、御用御掛り酒井雅楽頭様へ御直書付并稲葉丹後守様え治左衛門名元之書付を以致御届、御用番様えは御届不仕候、委曲左ニ記之

但、右御国中より之飛脚先月晦日日付ニして昨夜中致到着候事

一 酒井雅楽頭様御用人 犬塚又内

右 治左衛門持越相当申入左之御届書相渡候

一 稲葉丹後守様御用人 松原安右衛門

右 同断

いつれも御登(欠字)城御届之儀候間、受取置、退出之上可申聞と之儀ニ付、及相当持帰候事

御届書左之通

今般從朝鮮国献上之御馬船三艘并宗对馬守家来樋口類右衛門乗船共、去ル廿七日申ノ下刻私領内、周防之国丸尾崎之内新泊と申所え繫船ニ付、所々差置候家来之者并付廻申付候者共早速出会候処、右類右衛門申候は、芸馬之内一疋病馬有之候処、今日七ツ時過於沖相斃候間、陸え揚致見分、作廻呉候様と之儀ニ付、類右衛門一同ニ立会、右之死馬土中え埋候て、番人等付置申候由家来之者より注進申越候、依之御届申上候、以上

三月晦日 松平大膳大夫

今般從朝鮮国献上之御馬船三艘并宗对馬守様御家来樋口類右衛門乗船共、先月廿七日申ノ下刻松平大膳大夫領内、周防国丸尾崎之内新泊と申所え繫船ニ付て、所々差置候家来之者并付廻申付候者共早速出会候処、

右類右衛門申候は、芸馬之内壹疋病馬有之候処、今日七ツ時過於沖相斃候間、陸え揚致見分作廻仕呉候様
と之儀二付、類右衛門一同二立会、右之死馬土中え埋候て番人等付置申候由家来之者より城下え注進仕、
大膳大夫致承知、此段御届可仕旨申越候、依之申上候、以上

四月十三日 御名内

小笠原治左衛門

一 右埋候死馬番人等付置候との儀付、今日雅楽頭様御用人犬塚又内并稲葉丹後守様にて松原安右衛門えも治左衛門
申達候は、右死馬之儀埋候て番人付置候由国許より申越候、是ハ御差図なと有之儀候哉、いか様対馬守様此方国
元御着船之上、役人共より御役方様御役人衆え承合、いか様とも致落着、番人など引せ候様二も仕候歟、又御彼
方様より御差図も可有之と存候、万々一其儀無之候は、追て可及御相談由申達候得共、成程御尤之儀存候、格別
上より御差図も有之間數様存候、数日番人被付置候ても全も無之事情、大方対馬守様衆え御国許役人衆より御相
談有之相済たるにて可有之と存候趣も御座候ハ、被仰下次第可申談由申候事

四月十四日

(中略)

一去頃御届相成候御国丸尾崎之内新泊にて芸馬壹疋斃候二付、申来其節御届仕候趣四月十三日之日記二記之候通犬
塚又内、松原安右衛門申相候趣御国えも申達候処、対馬守様御通船之時分、於御国乞合も無之候間、当御地御着
候ハ、早速番人引候様二可申談之通清水長左衛門殿各え申来候付、是又五郎兵衛え先達て申達置候、今日右之
趣申談候処家老とも申合候、右御埋置候所え印を成被置、早々番人等御引せ可被成候、再様子ハ無之よし二候へ

とも、朝鮮人何とか申候節のため二候間、印をさせられ掘出候義も相成候様ニさへ被成被置候へは、相済候事ニ候、早々御国元え其段可被仰達候由申候事

(後略)

四 朝鮮人の死に関する史料

朝鮮人の死に関する史料は、正徳元年に一件、享保四年に一件、延享四年に三件、宝暦十三年に四件ある。これらを年代順に紹介する。

(一) 正徳元年の事例

イ 対馬藩の史料

対馬藩の史料は左記の二点が確認できる。双方から、遺体を棺に納め、朝鮮へ送還するための準備が進められたことがわかる。

「下向信徒大坂乗船より対府出船迄信使奉行毎日記」(慶応正徳一〇七、リール十七)。

(前略)

一(正月三日)今明方従事卜船之船将秋釋将丑之上刻病死仕候由、早速町船頭を以裁判一郎兵衛迄遂案内、従事船上乗国部留兵衛并通詞山城弥左衛門、隼人乗り船へ罷出右葬具用意之儀急ニ難調候ハ、板油紙斗ニても被下候

ハ、假りニ柩之用意可仕候間、於爰元別船ニ御乗せうつし被下候様、得と之用意ハ先之泊りにて成共仕度之由、従事より之口上之趣申聞ル、乍然何ニても急ニハ用意難成可有之と存候付承届候、追て返答可申達之由兩人え申含差返之、右之趣直右衛門、頼母方え以手紙申遣之

(中略)

〃(正月五日) 従事卜船之船将相果候由、従事乗り船上乗り國部留兵衛方より裁判寺田一郎兵衛迄遂案内候由被申聞候付、留兵衛召寄、右相果候刻限又ハ煩付候所病症共ニ、具ニ書付可差出之旨被申渡候様ニ申達、則留兵衛并其外之上乗中より書付差出并柩用意ニ入候品書付差出之候付、御船直右衛門、頼母方へ右船将相果候御案内并入用之品書付為持遣之候得共、片浦にて用意難成、殊正月早々之義ニ候故、御馳走方へ裁判より密ニ為申談候様ニと申来候得共、段々御行船被成、上関ニても御用意不被成候付、於笠戸浦通詞下知役米田惣兵衛申渡、則死骸を陸え揚朝鮮人四人相附揚り候付、従事方へ有之候板にて所之大工を呼、柩之用意為仕候処ニ、三使船早朝より彼所出船ニ付、通詞山城弥左衛門、津江勘右衛門組之者三人残し置、用意出来次第跡より下之関迄罷越候様ニ彼所ニおゐて乗七移させ可申之旨申付置、死骸乗り候船之義は惣兵衛御馳走方役人へ申談候所ニ、則相応之船差出し下之関迄送り可申と之事にて受合相濟候付、惣兵衛儀は先立て乗船ニ移、三使着之所ニ罷越ス、跡にて柩用意出来候て、右死骸柩ニ納、御馳走方より被差出候小船ニ乗せ朝鮮人四人共ニ山城弥左衛門、津江勘右衛門今晩足輕茂右衛門、新七相附深浦迄漕付候段、隼人乗船ニ右兩人罷出申聞候付、御船え罷出年寄中へ可遂案内之旨申渡、朝鮮人ハ本船ニ乗七移候様ニ申渡、下之関にて御借り船之義濱田源左衛門方より先立て申越置、組之者二人爰元より直ニ相附、於彼所ニ乗七移し御国ニ可被下之旨被申付候、添状は御船年寄中より被差越ル

覚

船将事十月八日より病氣ニ付大坂にて梯清庵薬致服用、此間朝鮮醫師之薬も服用仕候得共、験氣無御座夜前子ノ下刻ニ死去仕申候、以上

三卜船 茂里田弁吉

正月三日 通詞 中川吉右衛門

仁位差六

上乗り御歩行 吉野弥次右衛門

(後略)

「大坂御乗船より对府御着迄毎日記 百九の下」(慶應正徳一〇六、リール十二)。

(前略)

〃(正月三日)今明方従事卜船之船将丑ノ上刻病死仕候由、従事船上乗之通詞下知役国分留兵衛罷出申聞候由隼人方より以手紙申来ル

(中略)

〃(正月五日)今朝於笠戸浦通詞下知役米田惣兵衛罷出申聞候は、従事卜船之船将死骸入候柩、於番所用意仕候様ニと信使奉行より被申渡、夜前陸へ揚り御馳走方役人衆へ大工之儀申達候処、当所へは居不申候故、くた松より召寄七被申答ニて夜前飛脚被差立候間追付罷越可申候、然は死骸之儀最早三日成り候故損シ候間、卜船ニ乗置候儀難儀ニ候、早々柩ニ入別船ニ乗七移シ、先達て御国へ御下被下候様ニ昨夕従事より信使奉行方へ被申聞候付、

朝鮮人四人召連死骸夜前陸へ揚ケ、御馳走方之差図にて空家ニ召置候、右死骸乗船之儀も御馳走方へ申談候処、下ノ関迄被差出筈ニ候、此段唯今隼人方へ申達候処、死骸乗船之宰領被仰付候様此方へ罷出申達候様ニと被申渡候旨申聞候付、惣兵衛ニ申渡候ハ、宰領之儀組頭方へ申渡シ、追付陸へ揚ケ可申候、船将死骸陸へ為ル被置事ニ候間、仕廻不申内当浦御出船被成ル事も可有之候、日本人ニは死骸取扱わせ候儀不罷成事候間、被連揚候朝鮮人船へ返し不被申、死骸柩ニ仕舞込相仕廻候て、跡より罷越候様ニ可被致候、尤此段宰領之者へも可被申付旨申渡ス

右死骸乗り船所々にて用事相達シ候為ニ証文相添可然と存候付、左之通相認相添ル
朝鮮人荷物積候小船壹艘宰領兩人乗七对州迄罷越候間、漕船并於浦津繫所綱碇等被入御念無滞御送可被下候、以上

宗対馬守内

壬辰正月五日

杉村頼母 印

長州より壹州迄所々

平田直右衛門 印

御役人衆中

右証文ニ死骸之儀年始致遠慮候て朝鮮人荷物と致書載、且又死骸取扱候朝鮮人之儀、当浦御出船迄不相仕廻跡より罷越候ハ、所々五日次旁無滞様ニ請取候様、宰領之足輕へ可被申渡旨米田惣兵衛方へ手紙を以申遣ス
右死骸宰領之足輕兩人被申付米田惣兵衛陸へ揚り居候故、彼方へ委細申渡候間、惣兵衛得指図致宰領候様ニ可被申渡旨、俵五郎左衛門方へ手紙を以申渡ス

足輕 茂右衛門

新七

右兩人死骸宰領申渡候由五郎左衛門方より被申聞ル
(後略)

口 萩藩の史料

萩藩の史料は主に左記の二点である。これらの史料から、対馬藩が萩藩に朝鮮人の遺体を移送する船を借りていたことがわかり、対馬藩の史料中にみられる証文を携えて、対馬まで移送したと考えられる。

「朝鮮信使御記録十」山口県文書館所蔵県庁伝来旧藩記録八八七(下関市市史編修委員会編『下関市史・資料編VI』(下関市、二〇〇〇年 八四七、八四九、八五〇頁)。

(前略)

一 正月十五日朝、従事卜船之船持於笠戸病死仕付、死骸竹崎浦え着船之由、長府役人より申出候、尤右之段先達て対馬守殿御船奉行より赤間関伊藤木工允方え船之用意頼来候付、兼て及其沙汰右用意借船え乗せ申候、於赤間関右之船入用物大細引三拾尋、小細引式拾尋、七嶋六枚、雨紙六枚、棒式本、蠟燭油行灯入用之由にて長府役人衆より及沙汰候事

(中略)

一 笠戸にて従事卜船之船持死去之儀、対馬守殿より江戸被遂御注進候哉之由、高洲惣左衛門、吉井平右衛門内々

を以彼御用人瀧六郎右衛門え聞合候処、病死無紛段輕ク江戸え御付届仕之由候、御国中にて死去付、対馬守殿衆より借船之儀頼来候故、相応之借船被差出たる儀候、乍此上一向御物音無之段も如何付、於江戸御留守居以覺書輕ク御付届有之候、委細別書公儀被差出候御注進之所二有之故略之

(後略)

「朝鮮信使御記録十一」山口県文書館所蔵県庁伝来旧藩記録八八八(前掲『下関市史・資料編Ⅵ』(下関市、二〇〇〇年)八八一、八九六、八九七頁)。

(前略)

一於笠戸従事卜船之船持果申候、死骸対州え御送せ被成候付、此御方より借船被差出候、委細別紙公儀被差出候御書付之所記之

(中略)

一正月四日於笠戸従事卜船之船持病死付、対馬守殿より対州被差送候条、借船申付候様ニと対馬守殿船奉行浜田源左衛門より伊藤木工之允迄申越候付て、先達て船用意申付置候、右之趣付、此御方よりも於江戸被成御付届ニて可有之哉之段、対馬守殿用人瀧六郎右衛門、吉井平右衛門、鷲頭小右衛門を以毛利筑後より承合せ候趣は、卜船之船持病死、依之右之送船差出事候間、此方よりも於江戸御付届仕ニて可有御座哉、左候ハ、対馬守様より之御注進と間違無之様仕度存候、如何様対馬守様より御注進被成候哉承度候、宜御差函被下候様ニと申達候、六郎右衛門申候は対馬守よりは成程病死無紛段輕御注進仕候、其元様より御付届之儀は年寄共申談候処、如何様ニも其

元様御了簡次第被成候様ニと申事御座候由挨拶仕候付、毛利筑後より早速江戸え以早飛脚遂御注進、二月七日相達候付、此御方よりも御留守居より軽ク以覚書左之通御付届被仰付候事

右御留守居覚書

朝鮮国之従事卜船之船頭一人於船中病死仕候付て、先達て対州え被差送候間、借船申付候様ニと宗対馬守様御家来衆被申候付、防州笠戸、長州赤間関ニて相応之船差出候由、国元より申越候、依之申上候、以上

二月廿七日

松平民部大輔内

鳴尾甚右衛門

右、土屋相模守殿、本多弾正少弼様計え鳴尾甚右衛門罷出此段申上候事

(後略)

(二) 享保四年の事例

享保の事例については、二種類の史料を紹介する。まず、先問使（通信使に先立って帰国する使者）に随行する対馬藩の役人に対して家老が渡した書付を紹介する。この史料には、不測の事態を想定した心得が記されており大変興味深い。次に、帰国途上の対馬で病死した朝鮮人への対応に関する史料を紹介する。

「信使参向之節大坂着船之段從殿様先例之通礼曹并東萊釜山江以御書翰被仰遣候事附下向之節对府到着之儀三使より朝鮮国江被相告候先問使韓僉正被差渡候覚書并權僉正病死仕候付死骸被差送候書付」(慶応享保一七、リール二十四)。

(前略)

享保四己亥年十二月廿三日

一 信使对府帰着ニ付、先規之通三使方より為先問使韓僉正朝鮮え被差渡候付、相副候人数左記之

韓僉正

軍官式人

小通事一人

下官式人

右之面々明日出船申付候間、鰐浦於御関所相改、直ニ出船被申付候様ニ御改等委細之義ハ先規之通夫々ニ可被仕旨、御横目方え以書状申遣ス、則今朝村繼差越書状扣ニ記之

(中略)

信使帰国先問之朝鮮人え相附候御徒内山多左衛門え年寄中より相渡候書付左記之

覚

一 貴殿義今度先問之朝鮮人え相附朝鮮え被差渡候間、船中行規并五日常物之吟味其外万端可被入念候事

一 灘廻りにて漕船四艘宛相附候間、可被得其意候、渡海之節は増加子五人被仰付候間、御横目申談可被相加候、先問之儀ニ候故、一日も早々渡海有之様可被致候、併日和之様子等於御関所得と被遂吟味出船可被仕候、惣て差懸候儀は御横目被申談、宜様ニ可被仕候事

一 於灘廻風波強候歟又ハ病氣にて陸え揚り申度と申候ハ、郷村之役人え申談、假成り二宿之用意申付可被揚候、其外ハ猥ニ揚ヶ被申間鋪候、然共達て望候訳ニも候ハ、見合ニ可被仕候事

一 信使之儀は佐須奈より帰帆ニ候得共、今程不順之時節故、先問乗船之儀ハ鰐浦より渡海可被仕候、其段御関所え申遣候、併彼方にて申談、佐須奈より被渡可然訳ニ御関所にて之相談次第可被仕候、其外御関所にて之次第ハ先格之通ニ可被仕候事

一 渡海之節脇浦乗りいたし其所より直ニ船揚可仕由申聞候ハ、勝手次第仕候様ニ可被致候、其外ハ通事一人船ニ残シ置乗船ハ早速和館え漕廻し候様ニ可被仕候事

一 他国え致漂着候ハ、信使帰国対州より朝鮮国え為案内先達て三使より被差越候朝鮮人にて候、朝鮮渡中にて遭難風致漂流候、此面々ハ信使一行之人員之内にて候間、下行物等御渡し被下候様ニ申達、上中下官之格ニ応し請取可被相渡候、尤其趣帳面ニ記シ追て可被差出候、扱又其上にて常之漂民同前二長崎え可被差送と有之候ハ、御領主より之御差図ニ被任、兎角其所より早速飛船借り調、其訳早々可被申越候事

一 他国え漂着候ハ、役人申談繫所被入念風波も有之、綱碇等不足ニ候ハ、致借用、風靜ニ成候て可被差返候事
一 所々にて宿拵等有之揚り候様ニと被申面々望候ハ、揚可被申候、其外病氣等之節は此方よりも申達シ揚可被申候、勿論猥ニ徘徊不仕様可被致候事

一 朝鮮人之内、若病氣等差出薬用ヒ不申候て難叶訳ニ候ハ、役人エ申達医師被申談候て服用可被致候、服数等は
可被記置候事

一 萬一致病死候は、死骸之儀は朝鮮国エ被送返候間、箱之用意被仰付候様ニと申達、塩漬ニ致船之儀は其所より御
用意被成被下候様ニ申達、別船ニ乗セ可被申候事

一 万二及破船候ハ、所役人エ申達相応之船用意有之様ニ被致乗船可被為仕候、破船之船滓之儀は国元役人共エ申
達委細可申越候間、夫迄は御預り置被下候様ニ可被申達置候、荷物配当可致と申聞候とも、朝鮮人荷物之儀は配
当ニ不罷成候、是又追て役人共より委細可申達旨申入乗り船積可被申候事

一 風波ニて及破船候節、從御領主衣服等送可被下と有之候ハ、朝鮮人之儀ハ拜受可被申付候事

右ハ為用心之書付渡し置候、勿論貴殿儀は於何方も御馳走曾て受被申間鋪候、其所之次第ハ□□□□□□□□□□
□□□□、以上

亥十二月廿三日

年寄中

内山多左衛門殿

(中略)

享保四己亥年十二月廿八日 信使対府在留中

○上々官三人大廳通詞下知役詰所エ罷出申聞候は、三下船ニ乗り居候上判事権僉正義病氣ニ有之候處、養生不相叶
今朝七ツ時病死仕候、此段御届申上候は申聞候ニ付、早速通詞嶋口惣左衛門を以杉村采女、杉村三郎左衛門、裁
判吉川六郎左衛門使者屋ニ相詰罷在候付右之段申聞ル

○権僉正相果候段、御用人中迄以手紙遂御案内

○従事儀右権僉正病死二付、為検分巳之刻船ニ被乗追付帰館被仕ル

○通詞下知役召寄申渡候ハ、権僉正死骸之義当分海岸寺え遣置キ、彼方ニて棺等出来候様ニ申付候間、左様被相心得候様ニ申達、則右之趣韓僉知へ申渡ス

○韓僉知申聞候ハ、三使え申達候処ニ寺迄揚ケ候ニ不及候、遣骸ハ船ニ被召置、棺ハ陸ニて御拵させ被下様ニ被相願候段通詞下知役方より申聞ル

○海岸寺え三浦酒之允方より以手紙申遣候ハ、権僉正病死二付死骸船より揚、其元ニて荷拵用意等為致出来次第船ニ乗セ申答ニ候間、左様被相心得候様申遣ス、諸事用意之儀ハ御勘定畑嶋浅右衛門へ申渡シ、作事懸りニ被申渡候様ニ申達ス

○右死骸之儀海岸寺え遣之候付、浜横目御徒壺人組横目式人相附参り、行規等いたし候様ニ浜横目頭方え裁判三浦酒之允方より以書付申遣ス

○権僉正病死二付て三使方より上々官を以被申聞候は、死骸之儀人柄も違イ申候故、冠服着為致、其上を箱ニ入候様ニ可為仕候間、左様御心得被下候様ニ被申聞候付、其段御勘定畑嶋浅右衛門御作事掛りへ申渡し外箱之内、かさ炭を入レ、尤板ニて間を挟ミ其外を箱ニ入候様ニ申談ル

○権僉正死骸拵之義、海岸寺え遣之筈ニ候処、船より揚候義段々及延引夜ニも入候付、何も申談浜御番所焼籠之下之浜ニ蓬囲をいたし此所□箱其外之拵等申付ル、三下船より揚ケ置候て直ニ枝船ニ乗ル筈也

(みせけち) シ

○三使方より上々官を以被申聞候は、權劍正死骸之義小船を以佐須奈迄先達て送遣し候得、佐須奈出船之節ハ、我々同前ニ釜山え被差渡可被下之旨被申聞候付、折節田舎より信使漕船ニ登居候内小船二艘申付ル、死骸乗り候船上乗り番手加右衛門、今一艘ニ警固人御徒目付仁位三右衛門、御旗興兵衛相附差越ス、誓紙等組頭大目付方ニて被申付ル、三右衛門義ハ御関所より罷歸ル、御関所より御横目長尾伊平太乗り渡り被仰付ル

○佐須奈え之添状裁判三浦酒之允方より委細申遣ス、佐須奈より渡海之義ハ諫送使杉村三郎左衛門方より差図有之筈ニ候間、其通被相心得候様ニ申遣ス、夜更候ニ付通切手送状之趣等使者屋より酒之允委ク申遣ス、子之后刻荷拵出来浜横目番所前より乗之ル、丑之刻役々引也

御作事掛

阿比留弥三兵衛

右棺拵之下知仕ル

○棺之寸法左記之

一長サ六尺

一横サ尺三寸 何も内法り

一高サ壹尺貳寸

右者松壹寸板ニて釘打ニメ、尤箱之外莖ニて包、繩ニて荷拵仕ル

(三) 延享四年の事例

延享四年は、三件で四人の朝鮮人が死亡している。一件目は往路の対馬において副使船が焼失して二名が焼死、二件目は往路の対馬で一名が病死、三件目は往路の蒲刈（現広島県市）で一名が病死した。二件目については対馬藩の史料が主体となる。一件目と三件目の史料については、対馬藩の史料に加え、萩藩の史料、福岡藩の史料、広島藩の史料が確認できる。

イ 副使船乗員の死者に関する史料

「信使参向於鰐浦副使駕舟焼失之一件右二付従公儀副使江被成下物并副使官服荷物等朝鮮より到来追々被差登候覺書附右駕船水夫外二焼死死骸被差送候事芸州於蒲刈病死之朝鮮人被差送候事」（慶應延享五〇、リール三十七）。

延享五戊辰二月廿一日

ク副使駕船於鰐浦出火之有之、迎聘参判大浦兵左衛門方より早継飛脚を以申越候趣左記、今子ノ刻時分副使駕船より出火之処、折節淫風故壹艘にて火鎮り可申勢ニ御座候、此段為可申述給人早飛脚ニ申付差越候間、委細此人へ御聞可被成候以上

二月廿日

(中略)

ク右失火之次第、御案内不委候付、委細ニ被為聞度思召候付、通詞下知役小川茂左衛門御徒士目付原太郎左衛門今晩鰐浦え被差下、丑ノ上刻早継を以差下候付、左之書付相渡

口達

昨廿日未明副使駕船より出火焼失之段被聞召御氣遣（欠字）思召候、依之兩人儀為檢分被差下候間、早々罷越如何様之火を誤候哉、且人命別条無之候哉、焼失之様子委遂見分、早々上府可被申上候、此旨兵左衛門へ可申達候以上

二月廿一日

年寄中

小川茂左衛門殿

原太郎左衛門殿

二月廿一日

ク右出火之段、御聞掛之御案内以継船被仰上候付、勝本迄之御使山下与一兵衛え御状箱相渡差越ス、御状面等委細御注進扣有之

ク右二付、船中御馳走之所々え年寄中より御知セ、以廻文申遣委細御注進扣ニ有之

ク平田將監并京大坂役人勝本御茶屋番方へも、右一件之知セ御届方等之儀以書状申越ス、委細之義御注進扣ニ有之（中略）

二月廿二日

ク右出火之節、副使附中官一人焼死仕、外ニ輕キ怪我人五人有之段兵左衛門方より申越候付、早速以継船御案内被仰上、委細御注進扣ニ有之、船中御馳走之所々へ年寄中より知セ之廻文差越、是又御注進扣ニ委有之

〳右二付平田將監、古川主典并京、大坂役人、勝本御茶屋番方へも右之趣知七御届方等之儀申越、委曲御注進扣二有之

(中略)

〳(二月廿三日)年寄中より信使奉行方へ重松平兵衛を以申遣候趣左二記

〳副使駕船於鰐浦焼失二付、三使より(平出)殿様え被差上候書翰、於彼所迎聘使被致内見、書面之内殞命之一件被差除候て、改撰被相渡候様二令申達書翰差返有之候、然処殞命之儀は別て重キ事二て早速(欠字)公儀えも御案内被仰上置候得は、旁不及改撰、最前之書面二て御請可被成義二候間、弥最前之書翰を差出候様二可被致候

〳右駕船焼失二付、武器楽器焼失之品於御国繕相成候分ハ繕可被遣候間、品数等書付被差出候様可被相達候

〳冠服焼失二付、飛船便二早速朝鮮え被申越たる由二て候、然は冠服御用イ候ハ、大坂着、京着之節と相見え候、其分ハ正使え余斗も可有之候間、被相繕船中御馳走所二て冠服無之候ては不叶節は病氣二被詫候ても可相濟事二候、此心得を含ま上々官え被申談無滞爰元上船有之度事候

〳私礼単焼失之分目録を以相濟置、朝鮮より品到来次第此方え相請取夫々二相届候ても可相濟事候

右之趣不相決候ては継船御注進難成候間、上々官を以被申達返答之趣被申聞候様二と申遣候処、直右衛門返答二委細承届候、然処軍官之内座席違却を申未御饗応を不請者有之、上々官も甚取込罷有候付、追付見合上々官召寄申達、三使返答之趣平兵衛を以可申達旨申来

(中略)

ク今廿四日三使府内廻着有之候得とも右出火二付、上船之儀差支之筋も可有之候哉、今日廻着之儀故、其程不相知
趣船中御馳走之所々へ年寄中より知セ之廻文差越、委細御注進扣二有之

ク右之次第二付江戸表平田将監方へ御国年寄中より遣候書状左記

一筆令啓上候、信使今廿四日府内浦被致廻府候、然は先達て追々御注進便申越候通り副使駕船焼失一船之荷物不
残致焼失候付、官服、別幅、私礼單、武器、楽器等迄も致焼失候、右之訳二付兎角上船之儀ハ差障候儀も可有
之候得共、廻着早速之儀故其次第難相知候、委細ハ追て可被遂御案内候、享保年信使廻着之節ハ、平田直右衛
門口上書にて御届相濟候付、今度も先格之通り貴殿より之御届書ニ可被仕と存候、則帳未書載差越候

一出火之節、役々御横目以下相働又は海ニ飛込候者も数多有之、其内御横目内野源五左衛門杯は重キ致怪我候、
此段も被添御聞度存候

一右之段為可申述御供之内、足軽近右衛門大坂迄飛脚申付、無日切飛船ヲ以差登大坂より五日雇切り以飛脚差越
候様申達候

一右之段為可申述、御供之内足軽近右衛門大坂迄飛脚申付、無日切飛船ヲ以差登、大坂よりハ五日雇切り以飛脚
差越候様申遣候

一海路御馳走所へは、此度之飛船便拙者共より申遣候大坂御城代、町御奉行、京都御所司へハ所役人口上勤二
仕、対府着船之御案内申上候様二申遣候、右之段為可申述如此御座候、不備

二月廿四日

ク二月廿五日

於鰐浦副使騎船燒失之節、三使より書簡改撰之義迎聘使より被申達候へ共、最前之俣にて御請取被成候二極候付、今日一所二指上ル也、和文左記

御領内ニ致渡着候付早速預御使者辱奉存候、弥以御健勝之旨珍重之御事ニ御座候、我々共国命を承罷渡鰐浦之繋船、最早及五日候得共風勢不宜今以滞留仕居候処、今晚丑ノ上刻副使駕船致失火一船尽燒、上下諸人周章仕候内上廻ニ有之候、荷物ハ海中ニ投込候て少々相殘候得共、下積之分は一品も得取出不申候、音物之品々入念候て奥深入置候故一色も手を掛不申致燒失、使令忝人、棄人忝人燒死仕、重キ怪我人捨人余ニ及申候、畢竟我々無沙汰之所よりケ様之变出来仕候段、不調法千萬可申様無之仕合ニ御座候、音物燒失之品人參七拾貳斤、白木綿貳拾疋、芙蓉香三百拾本ニて最初船積之節外之音物之品ハ、六艘ニ乗七分ケ候へ共、人參都合五捲ハ龜末無之ため、千字文之字印を付ケ銘々之駕船ニ乗七分ケ置候処、玄ノ字印、黄ノ字印之式捲致燒失、此段別て気毒千萬存候、其外糧米料理物資油紙等之諸品上下之衣冠燒失之義ハ一々難申尽候、尤罪を相待候ため失火之次第早速朝廷へ啓聞差立候、乍然凶書を請取自国を出離候てハ、一日も滞留可仕様無之候付、順次第段々可致行船ト存候、ケ様之義は信使初り候て以来語ニ無之变ニ候間、何とぞ御自分様より此次第を（平出）公儀え被仰上被下候様奉頼候、御自分様御義接伴之御役ニ御座候へは、事変ニ逢候てハ御頼不申上候て不叶儀ニ付、如此御座候、我々共心中御諒察可被下候、随て些少之品致進覽之候、不備

二月廿一日

二月廿五日直右衛門より手紙を以申聞候は、副使鰐浦ニて燒失之品修覆之儀、上々官より裁判え以書付差出候付、修覆成、不成之品大工頭萩田助右衛門、鉄砲鍛冶大宮吉左衛門え為致見分候上可申遣候間、右兩人罷出候様ニ可申渡旨申来り候付、則御勘定所へ申渡書付左記

(中略)

〃副使駕船就焼失、副使初其外共着用之衣服甚差支候ニ付、副使より上々官を以副使附通詞中村五三郎え申聞候は、左之通被相調度候、尤買物役申達候ハ、現銀差引可致、左候て難義有之候間、代銀之義ハ此元にて相払不得候ハ、朝鮮にて差引可致候間、五三郎より左之品々相調用達呉候様と内々被相頼候、如何可仕哉旨五三郎申出候付、杉村大藏方へ及相談候処、別て差支間鋪旨申來候付、其通ニ致候様裁判を以申渡ス

(中略)

〃(三月朔日)今般鰐浦にて致焼失候朝鮮人式人、以飛船差返候様ニ鰐浦にて大浦兵左衛門より御横目方へ致差図置候得共、漕船其外御用にて村船差支、折節御米漕小宮丸出船ニ付右小宮丸ニ乗セ渡候由御横目方より申越ス

(後略)

口 对馬府中における死者の史料

前掲「信使参向於鰐浦副使駕舟焼失之一件右ニ付従公儀副使江被成下物并副使官服荷物等朝鮮より到来追々被差登候覚書附右駕船水夫外ニ焼死死骸被差送候事芸州於蒲刈病死之朝鮮人被差送候事」

(前略)

三月十六日

〃今日三使上船ニ付、副使附之中官壹人、下官廿八人、駕船焼失ニ付衣服等無之、見苦敷候間、朝鮮へ差返度旨頃日より上々官を以三使より御頼ニ付、弥被差返候様ニ被仰出、今日御米漕伊勢丸ニ乗セ組、為警固左之通り相附

乗船申付ル、尤三使上船跡にて波戸より乗セ荷物其外行規等申付、浜御横目方よりも諸行規相語乗り船ニ乗セ候様ニ朝鮮方支配并信使奉行より役々え申渡ス

御関所迄 御徒士 修行清左衛門

朝鮮迄 通詞 扇伊兵衛

足輕 (喜左衛門

右同断 (加賀介

御駕籠 甚介

右之通り府内より御関所迄差下、御関所よりハ渡海之節、以鬪取御横目耆人船中行規として乗渡申付、右伊兵衛組之者三人差渡候様ニ、清左衛門義は早々以村継上府為致候様朝鮮方支配より佐須奈御横目方え差図申達ス
右中官之儀、今朝令病死候付、死骸送り方之儀信使奉行方より朝鮮方支配方え申聞候付、早速役々へ差図いたし、御国天道船一艘借調御関所迄警固として左之通相附差下

御道具御雇 惣七

番手 宅助

右之通相附差下、御関所より以飛船差渡、船中為行規以鬪取御横目一人乗渡り申渡、右番手之者相附渡海申付候様、惣七義ハ以村継上府申付候様佐須奈御横目方へ差図申遣ス

(後略)

ハ 蒲刈における死者に関する対馬藩の史料

前掲「信使参向於鱈浦副使駕舟焼失之一件右二付従公儀副使江被成下物并副使官服荷物等朝鮮より到来追々被差登候覚書附右駕船水夫外二焼死死骸被差送候事芸州於蒲刈病死之朝鮮人被差送候事」

(前略)

四月十二日

ク御参向芸州蒲刈にて、副使附之中官一人夜前令病死候段、上々官より通詞下知役え遂案内候由裁判より申聞ル
ク上々官三人出席裁判へ申聞候ハ、病死之中官死骨之儀、茲元え假葬被仰付被下候ハ、帰国之節取歸り候様仕度、
又ハ対州え御送被下候ハ、帰国之節取歸り候共兩條之内宜被仰付被下候様ニト三使衆被申候、尤直ニ朝鮮え送
還候様ニいたし度候へ共、折々及伝令候事、三使気毒被存候間、宜御頼申上候様被申付候由裁判え申出候付、則
茲元え假葬仕置、下向之節被取歸候様可申達旨被仰出、大蔵より裁判を以上々官え申ス

ク右ニ付棺箱等用意之儀、御馳走方へ裁判より申談夫々出来、朝鮮国法朝鮮人より望之通假葬申付、御馳走方え暮
方引渡候段通詞下知役罷出申聞ル

ク右遺骨小船え乗せ置御馳走方へ引渡候間ハ、此方組之者式人番人申付被置候様、与頭鈴木市之進え申渡ス

ク右中官夜前令病死候得共、今朝迄之五日頭雜物ハ相与候様ニト、上々官より裁判え相頼候由二付、則其通申渡左
之通上々官、上判事より書付差出させ候様ニ申渡、且又右中官ハ大坂残り之人数之内にて一人相減候由上々官よ
り申來ル

覚

一中官貴萬

右人即副卜船所乘之人、粹然病死於今月十三日

戊辰四月十三日

子淳 朴僉知

李深 玄僉知

大年 洪僉知

裁判兩公

覺

副房中官貴萬今月十三日身故五日雜物停除事

戊辰四月日

大來崔判事

裁判兩公

ク右中官病死之段、於江戸表御用掛え御案内被申上候様ニと、昨日仕出候飛船追て状相渡、道中差込便ニ差越候様

ニ大坂役方へ申遣ス

ク京都御所司、大坂町御奉行へも御案内申上候様ニ京大坂役人方へ申遣ス、尤右両所え差出候口上書之草案左之通

相認差越

今度來聘之信使一行之内、副使附中官耆人病氣罷有候処、去十二日芸州於蒲刈病死仕候付、死軀之儀蒲刈へ預置、信使帰国之節乗せ帰候筈ニ候段從途中申越候、此段御案内申上候、以上

四月

宗一内

何かし

御留守居

々平田将監方并京大坂え之書状左記

追て令啓上候、副使附中官老人先頃より病氣之処、今朝於芸州蒲刈令病死候、右死軀之儀彼国之風俗にて朝鮮へ可差送由上々官を以被申聞候、死軀之儀当所へ預置、御帰国之節乗せ可帰旨被申聞候、弥当所へ差置候て帰国之節乗せ帰可申旨、三使被申候段上々官申聞候、此段可被遂御案内儀ニ候間、右之趣於其元口上書相認可被差出候、此段為可申述如此御座候、恐惶謹言

四月十二日

平田直右衛門

杉村大藏

々右書状四月廿二日江戸表へ相達、翌廿三日平田将監方より左之通書付相認、雅楽頭様并御用掛稲葉丹後守様へ御留守居内野佐左衛門を以さし出、雅楽頭様にては御用人荒木瀬兵衛、丹後守様にてハ御用人松原安右衛門面談書付差出候処被相請取、何も可被入御覽との御事にて罷帰書付左記

副使附之中官老人上船後病氣御座候処、船中にて段々差重芸州於蒲刈病死仕候、朝鮮之國風にて帰国之節、死骸可取帰之旨被申聞、彼所へ預置候付、此段可申上旨申付越候、以上

四月

宗一家来

平田将監

酒井雅楽頭様 一紙

御用掛中様 一紙

中山五郎左衛門様 一紙御留守居

神尾市左衛門様 手紙届

(中略)

七月十二日

ク御参向之節、於蒲刈相果候中官一人被預置、今般御下向ニ被取下候付、以繼船被差送候様御馳走方へ申達、依之為宰領此方より足輕還左衛門、御道具善八申付差下、所々御馳走所へ之廻文左之通相調大蔵方より差出ス
信使参向之節、当蒲刈にて中官一人令病死、右死軀此度以繼船被差送候ニ付、為宰領対馬守足輕式人相附申候間、出船以後出帆被仰付、所々無滞御送可被成候、此段拙者共より可相達旨申付、如此御座候、以上

宗一内

七月十二日

平田直右衛門

杉村大蔵

蒲刈

上関

赤間関

藍嶋

勝本

御馳走方御役人衆中

七月廿五日

ク右中官死骸国継を以被相送候付、松浦肥前守様より御使者并足輕式人相附小船ヲ以被相送、今日着船御使者乗船之儀ハ安神浦え乗り取今日ハ着船無之

ク右死骸之儀、海岸寺末寺法傳庵え為致船揚囲せ置也

(中略)

七月廿七日

ク松浦肥前守様より之御使者中小姓松本千助并足輕壹人、安神浦より今日廻着二付、船揚等差図いたし死骸請取証文相認船改頭役を以相渡ス、証文左記

覚

一朝鮮人死軀 箱入

右ハ芸州蒲刈より対馬守宰領相附以国継指送、其御領より松本千助殿被差添、無異儀致到着請取申候、以上

宗——内

辰七月廿六日

仁位丈左衛門

松浦肥前守様御内

久保寺宇八殿

右御使者船揚、御料理等被成下候義、委細隣国御使者記録記有之

(中略)

八月十九日

右蒲刈ニて相果候朝鮮人死軀之儀、三使帰国以後送被下候様二三使より御挨拶ニ付、御国伝道船壹艘借り調、今日死骸乗之為警固御鉄砲平治右衛門、足輕専左衛門相附御関所迄差下、彼所より飛船一艘申付御横目壹人鬪取りを以、警固船中行規相兼右専左衛門相附渡海申渡候様ニ御関所え申遣、尤平治右衛門儀御関所より御府内上府被申付候様ニと佐須奈御横目方え申遣ス

二 蒲刈における死者に関する萩藩の史料

「朝鮮信使御馳走事控」山口県文書館所蔵毛利家文庫四二御勤事(六二一四七―二二)。

(前略)

一今朝御国より飛脚到着、朝鮮人來朝之節、芸州於蒲刈壹人病死、從宗對馬守様同所え御預ケ置候、右死躰此度帰國之節、對馬守様役人國分還右衛門、小田善八え芸州役人より引渡、右對州役人兩人上乘にて信使通船之跡より

差送り、尤同湊泊船順々下筋えも右之趣順達相成候様にと、安芸守様御家来土屋甚五左衛門と申仁より上ノ関代官高井小左衛門え送り状相添并芸州御家来岡部五左衛門と申仁、別船ニ為見送り上ノ関迄罷越候二付、小左衛門并伊藤市郎兵衛より受取証文差越、此御方よりも御徒士大塚勘右衛門別船にて為見送相添、小左衛門、市郎兵衛より送り状相添、松平筑前守様御家来古庄利右衛門、能美平大夫と申仁え当藍嶋迄被差送候由、右ハ〔平出〕公儀え御届入申間敷哉候へ共、若御届入候事候は其沙汰可致由、熊谷帯刀殿より清水長左衛門殿各え申来、右証文三通之写をも被差越候、右朝鮮人死骸之儀も最前蒲刈にて対州より被預置、此度帰国之節御彼方え御受取候由、先達て芸州御留守居福永助左衛門より承之候、其上信使并对馬守様御一同ニ通船之儀旁不及御届と相見候、猶又御同様之儀二付、筑前守様御留守居喜多原市郎兵衛申談置御届不仕候、右之趣御国えも追て長左衛門殿一紙を以申達候事

(後略)

ホ 蒲刈における死者に関する福岡藩の史料

「官人来朝帰帆之部」福岡県立図書館所蔵浦記録八一（福岡地方史研究会古文書を読む会編『福岡藩朝鮮通信使記録』〔十

二〕（福岡地方史研究会、二〇〇〇年）一六四、一六五頁。

(前略)

一（七月）同十七日防州上関役人高井小左衛門、伊藤市郎兵衛より定番兩人ニ当飛船ヲ以申越候は、芸州於蒲刈中官耄人致病死候、右死体国次ヲ以被差送候、尤対州御足輕兩人付添罷下候間、右之船兼て用意仕置候様にと蒲刈

より申來候ニ付、此段為知せ申入候由にて、飛札遣シ申候、右書状古庄利右衛門請取、同人より返札遣候事、其後右之趣相認御用丸船付え申付、壹州へ差遣申同所え相達返状取り歸ル、委敷ハ国次記録ニ有之

(中略)

一(同十八日)同日八ツ時過防州從上関国次為御使大塚勘右衛門と申仁參着、於御用心宿利右衛門出會、勘右衛門申述候は、官人來朝之節於芸州蒲刈中官老入致病死候、右死体帰帆迄安芸守様御預り被成、此節国次にて被差送候、尤対州御足輕兩人付添一同ニ差越候間、右死体御受取被成候様申候ニ付、利右衛門返答仕候は御口上之趣得其意候、追付受取遣候様ニ可仕候、右之趣役人共え可申聞候間、緩りと御休足候様ニ致挨拶引取候事

(中略)

一(十八日)同夜右死体為請取、御傍筒大島五三郎并御足輕御差出対州役人、尤上関より之役人立合候て右之死体請取、当嶋神宮寺客殿へ揚さ七置申候、為番人福岡御足輕被付置候事

一右死体付参り候対州御足輕国分園右衛門、小田善八兩人於御用心宿、能美平太夫出會仕、園右衛門、善八申候は、中官老入死体国次にて被差送候、早々御請取被成壹州迄御送り被遣候様と申述候ニ付、右之趣磯野金左衛門方え申出候処、被聞届一汁三菜御賄被下候事

(中略)

一同十九日中官死体送り船、此方御使者船并対州御足輕賄船共二三艘、同日朝五ツ時藍嶋出船いたし候事

一右死体送り之送り証文ハ、定番より相調御傍筒山崎兵助へ相渡申候、兵助儀壹州送届、同所より請取手形取置福岡え着船仕候、右送り証文取遣り一卷国次記録ニ委シ

(後略)

へ 蒲刈における死者に関する広島藩の史料

「延享度朝鮮人来聘記一」（呉市入船山記念館編・頼祺一監修『広島藩・朝鮮通信使来聘記』（呉市・安芸郡下蒲刈町、一九九〇年）一九七、一三〇、一三二頁）。

一中官之内一人病死之者有之付、当所へ帰帆迄御預ケ可申旨左之通申越、对州役人と申談仮葬仕番所拵帰帆迄預置候事

覚

一今度一行之内中官一人兼て病氣有之候処、於当地病死仕候付、死骸之儀は御当地え御預申置、三使衆御帰帆之節、御取帰被成筈御座候、右之趣对馬守方より江戸、大坂へ御案内申上筈御座候、右之段依御尋書載入御覧候、已上

四月十二日

小野六郎右衛門

嶋雄八左衛門

平野宇右衛門様

石原十六郎様

(中略)

覚

一上之関迄遣候中官死躰積船、去ル十四日夜上之関へ着仕、翌十五日請取役人船乗出、無別条引渡仕、上乘御水

主昨日罷戻申候

一 信使忠海船繫之節、同所より差登候御注進飛船、去ル十三日申上刻大坂へ着船、夜前下着仕候、右之趣申上候、
已上

七月十八日

植木小右衛門

(後略)

(四) 宝曆十三年の事例

宝曆十三年の事例は、四件で四人の死亡が確認できる。一件目は往路対馬で、これ以外は全て大坂で発生している。この中には、殺害された崔天宗も含まれている。これらの事例は対馬藩の史料が主体となるが、萩藩や福岡藩の史料から補充できるので紹介する。

イ 往路の対馬における病死者に関する史料

「奉行方一番毎日記 対府在留中」(慶應宝曆三十八、リール四十六。)

(前略)

ク(十月晦日) 副使下船之船将病氣にて船ニ乗居候得共、病躰不相勝船にては養生難相成候付、客館え上ヶ候段通
詞下知役より裁判え届ヶ有之候由被申聞

ク右船将客館え上ヶ候処、病氣急ニ差重り令病死候段、通詞下知役より裁判え届有之候段被申聞

ク右ニ付棺槨御用意被下、飛船を以朝鮮之如ク被差返被下候様、三使衆より上々官を以被相頼候ニ付、棺槨之儀は
裁判より出普請方え被致差図候様申渡、船用意之儀は将監方え申遣

但、棺槨用意之儀、將監方之申遣候処、出普請方之申渡候様と之返答二付、右之通申渡

(中略)

〳昨日令病死候副使卜船船將并中官忝人、下官忝人病氣二付難召連候間、病死之者別船にて被差送被下候様、三使衆被申候段上々官申出候由裁判被申出候二付、夫々取計可申旨及返答、將監、典膳之乗り船等早々手番被致候様申遣

〳右船將死驅棺槨出来候二付、御目付封印為致、乗り船用意出来迄は客館近所故、慶雲寺之差置候様裁判平田所左衛門を以申渡、尤將監、典膳方之趣も右之趣為知遣ス

(中略)

〳(十一月五日)舟將遺骸并病人四人依願被送返候二付候て之啓文状、七嶋包一ツ、紙包一ツ上々官より差出候付、將監、典膳方之手紙相添詰番組之者相附差越、尤右之面々上船日取之儀被相知候様申遣

(中略)

〳(十一月七日)頃日令病死候副卜船之船將并四人之病人、昨日乗船申付順風二候得は、致乗出候様二申付候段、典膳方より申来候二付、上々官之被申達候様裁判之相達、尤右送通詞田中六次郎儀病氣二付、藤屋市五郎と申者申付候由申来

(中略)

〳(十一月十日)先達て令病死候副卜船將為代、下官より繰上ケニ被申付候段、上々官書付差出左ニ記ス、尤右書付船將方之為持遣

副卜船将 兪進源去月三十日身故、代以上房下官 下琢善定也

癸未十一月日

上々官 崔知事

李同知

玄同知

裁判両公

口 大坂における小童病死に関する史料

「上々官附小童且従事船将病氣二付服藥正使騎船下官李光夏李太郎病氣二付於大坂取斗一件覚書」(慶應宝曆四十

三、リール四十七。)

(前略)

ク(二月十日)小童致病死候二付、御届書左之通相認、町御奉行所え伝十郎持参

上々官玄同知小童病氣之儀、昨晚中相替儀も無御座候処、今夜明二至痰強ク生シ苦氣ニ相成候二付、相附候番人中看病之下官二人も差寄、薬等も相与不相勝段、役人中より屋敷え申越候二付、早速平山文徹致同道竹林寺え罷越候処、養生不相叶今辰刻病死仕候、此段御届申上候、以上

二月十日

宗对馬守内

大石伝十郎

右小童病死之段、橋倉紋左衛門方より御屋敷え申来候二付、忠右衛門直二竹林寺え罷越、棺槨入用之品々書付させ罷帰ル

〃小童就病死檢使之儀相伺候書付、奥津能登守様御役所へ大石伝十郎持参差出

口上覚

上々官玄同知小童病死仕候御案内申上候二付、檢使御差越差下候様被仰上可被下候、以上

二月十日

宗对馬守内

古川忠右衛門

大石伝十郎

〃宗旨方与力中より兩人方え以手紙、先刻御届有之候小童就死去檢使之儀、拙者共之内今夜中罷越候様被申付候、尤無程致出宅候間、我々内竹林寺え立会候様申来候二付、大石伝十郎書役都志源左衛門并平山文徹致同道、今夜子ノ刻如竹林寺罷越候処、檢使之与力吉田勝右衛門、工藤七郎左衛門并同心式人被罷越、檢分無滞相濟、其後右兩人之与力被申聞候は、小童臨終之節相詰候当番之面々、其外看病之下官二人并平山文徹え一通り之口書を差出候様との趣申聞、則差出候面々口書左二記之

口上覚

上々官玄同知小童金漢中病氣二付、為養生竹林寺え揚陸被仰付、私同格共五人并足輕相附番人被申付候二付、当月二日より移代相勤、昨晚私当番御座候処、昨晚は是迄之通にて相変儀も無御座、食事等も粥三合程三度二給申候処、今朝二至痰強ク生シ苦氣二相見候二付、看病二相附候下官二人私儀并足輕共二薬等相与色々養生致居候、其内二病躰不相勝趣蔵屋敷え申遣候処、留守居共医師同道にて相見候処、最早其以前養生不相叶、今辰ノ刻病死仕候、此段御尋二付申上候、以上

二月十日

宗対馬守内

西村弥左衛門

上々官玄同知小童病氣二付、竹林寺にて養生有之、私共ニも番人被申付、当月二日より交代相勤、昨晚私共当番御座候処、昨晚中は相変様子も無御座、今朝不図痰強ク生シ候二付、看病朝鮮人上番衆、私共差寄薬等為給、色々養生致見候得共、養生不相叶、今辰ノ刻病死仕候二付、委細は西村弥左衛門より申上候通御座候、此段御尋二付、奉申上候、以上

二月十日

宗対馬守内

久野喜左衛門

岩佐菊平

実は上乘也

上々官玄同知小童病氣二付、療治被仰付正月廿八日より療治仕候処、長病之上痰咳血を吐、音唾咽痛熱甚敷有之候二付、陰虛火動之症と存、則夜滋陰降火湯一貼相用候処、翌廿九日熱少シ、血止り候二付、前法調合仕相与置申候、然処船中之嗅氣を嫌、揚陸迄は服薬不仕由にて、其後調合之薬一向給不申候、二月二日朝震ひ出、又々痰血を吐咽之痛強ク有之候得共、無程相止候二付揚陸仕候、然共全躰元氣弱ク相見候二付、前法を益氣湯ニ相改、玄參、具母等を加用仕候得共、差て相変躰見え不申、大便柔ニ相成申候二付、前法を改、五味異功散、

建中湯二加、蓮関山薬、黑砂、干姜、昨日迄調合仕相与置候、然処今晚ニ至痰喘塞盛仕候旨、对州御屋敷より被申越候ニ付、早速大石伝十郎致同道罷越候処、最早手足共ニ動脈無之、絶命脈罷在候、右之通ニ相違無御座候、以上

二月十日

平山文徹

右之通之口書於竹林寺檢使之与力吉田勝右衛門、工藤七郎左衛門江相渡、尤朝鮮人より之書付致催促候得共、何分夜明ケ不申内者（欠字）此元様御番所迄も揚陸難成旨申聞候ニ付、明朝為相認候積申達ス、右ニ付与力兩人并大石伝十郎書役都志源左衛門、医師平山文徹竹林寺ニ相待罷在ル

二月十一日

〃小童看病之朝鮮人并船明中より今朝差出候書付左ニ記之

覚

玄同知小童金漢中

一 正月二十八日滋陰降火湯一貼

一 二月初二日補中益氣湯三貼人参不入

一 初五日五味異功散九貼

合拾三貼

右薬連眼無効終至臭故而自初

船中調理無路願請里人家則許以一家使之書避而累日医術来見病状凡事極顧護心甚感敬耳

甲申二月十一日

船中人

朴權印

朴金石伊

大石伝十郎 尊公

覚

一小童金漢中病臥時船中調理難使請借里人家則許以一舎使病人出避則此処官仕諸人来見後多施藥物終至身故貴国厚待之功故於虚地還功無顔耳

甲申二月十一日

船将中

大石伝十郎 尊公

右書付に添書左之通、立会之与力吉田勝右衛門、工藤七郎左衛門、え大石伝十郎持参差出

口上覚

上々官玄同知小童金漢中病死仕候二付、昨朝迄之容躰之儀は昨昼申上候通御座候、尤病死二付檢使御差越可被下哉之旨相伺候処、御役人衆御差越被成、則被遂檢分候、且又船将中え右小童病氣二付揚陸、尤医師被相附療治被仰付難有奉存候趣、私共書付差出申候、尤看病之下官兩人共右同様之書付是迄別紙差出申候間、此段申上候、以上

二月十一日

宗対馬守内

大石伝十郎

夕朝鮮人方より小童棺槨諸品入用之書付差出候二付、左二記之

甲申二月初十日

初衷諸具

黒（買カ）口（買カ）緞陸寸

白雪綿子壹両

中麻布參十尺

紅色紬壹尺

棺板木

七星板壹文

莞草席伍立

熟麻中繩伍十把

紅紬參尺伍寸

木香壹封

水（買カ）桶（買カ）壹（買カ）口（買カ）

水（買カ）口（買カ）子（買カ）壹（買カ）介（買カ）

結棺次

沐浴次

計

二記之

右之書付差出候得共、正徳年之例を以、小童棺槨其外入用之書付、町御奉行所え古川忠右衛門持参差出候二付左

上々官玄同小童金漢中病死仕候二付、棺槨其外入用之品々左二記申上候

覚

一大工

一板五枚 長老間厚壹寸五分

一同二枚 長老間厚壹寸五分

幅二尺

一同一枚 長老間厚五分

幅二尺

一絹八尺内四尺黒、同四尺赤

一同三尺五寸赤

一同布一疋 但丹波布

一大手洗一

一中柄杓一本

一打綿三斤

一 蕙表五枚

一 大細引三十尋 但荷拵用

一 かき炭二俵

一 木香一封 但掛目廿目

右之通入用ニ御座候間、御手当被仰付被下候様奉願候、以上

二月十一日

宗対馬守内

古川忠右衛門

大石伝十郎

右之書付奥津能登守様御役所え古川忠右衛門持参、御用掛与力安東茂作え相渡候処、茂作被申聞候は、只今能登守様被致御城入候間、退出後是より委細可得御意と之儀ニ付、差出置罷帰ル
ク右序ニ差出候書付左之通

覚

上々官玄同知小童金漢中

歳二十二才

右之通御座候、以上

二月十一日

宗対馬守内

古川忠右衛門

大石伝十郎

ク東西宗旨方与力中より忠右衛門、伝十郎え以切紙能登守様御役所え罷出候様申来候二付、忠右衛門罷出候処、掛与力吉田勝右衛門出会、今朝御伺被成候小童棺槨諸入用之品々は其御元にて御用意被成候様能登守被申候旨被申聞候二付、御達之趣承知仕候段相答、畢て勝右衛門被申候は、小童死骸片付方之儀以御書付不被仰聞候ては不相濟候二付、則書付之下書認置候間、掛御目候由にて被相渡候二付、委細致承知候段相答、早速下書之通相認メ、右勝右衛門え相渡ス

口上覚

上々官玄同知小童金漢中相果候二付、死骸片付之儀御尋御座候、此儀九条村竹林寺え相對を以、右死骸暫預ケ置、江戸表え申越三使衆伝令次第、国許え相送候様ニも可仕哉否之儀追て可申上候、以上

申二月十一日

宗对馬守内

古川忠右衛門

大石伝十郎

二月十二日

ク上々官玄同知小童棺槨入用之諸品從(欠字)此方様之御用意ニ相成候二付、夫々ニ取揃竹林寺え差越、右拵方下知為見分役佐野小兵衛并使番与五郎竹林寺え罷越、小屋掛拵方下知仕ル

ク宗旨方与力中より忠右衛門、伝十郎え以切紙小童死骸竹林寺え暫ク預被差置候段、先達被仰聞候、弥其通二候ハ、可被仰聞儀と存候旨申来候二付、左之通書付認之、能登守様御役所え忠右衛門持參、吉田勝右衛門え相渡候処、直ニ被申上御承知被成、若被仰達義も有之候ハ、追て御達可被成由御返答有之

口上覚

上々官玄同知小童死骸取り納箱用意外致荷作竹林寺本堂北之方え節囲ニ取調相對を以差置申候、尤為番人此方足輕一人下番一人交代相勤候様申付候二付、別ニ巷間四方小屋掛出来申候

一看病之下官二人、今日竹林寺引取乗船申付候二付、竹林寺庭之垣囲解払申候、此段御届申上候、以上

二月十三日

宗対馬守内

古川忠右衛門

大石伝十郎

二月十六日

〃小童病氣之節、看病ニ相附候下官兩人義六艘之乗組之朝鮮人穢を嫌、元船え乗せ不申段、橋倉紋左衛門より大坂御留守居方え申来候二付、段々懸合候上四十挺立之伝間一艘囲之内え入、下官二人乗せ置候様取計

(中略)

〃(三月廿六日)先達て令病死候、玄同知小童死骸之義、三使衆帰国前如彼国御送被下候様三使衆被相願、被任望先達被差下候間、御届等時宜ニ応シ無手拔様申上、尤乗船之儀は御代官方御馳走方両所内より可被差出事ニ存候間、夫々取計大坂御扶持人之内兩人宰領申付差下候得、右二付海路御馳走所え廻状差添候段、平田将監、多田監物より大坂御留守居方え令差図候二付、左之通御届書相認め鵜殿出雲守様え古川忠右衛門持參、御用掛与力中え出会

差出

口上

上々官玄同知小童金漢中病氣ニ付、此元え相残致病死候段、江戸表え申越候処、右死骸三使衆帰国前如彼国之御送被下候様三使衆より被相頼候ニ付、則三使より之啓聞相添、継船を以被差送度被存候ニ付、於御当地右継船之儀御願申上候様申付越候間、右船御用意被仰付可被下候、尤此方より足輕之者宰領相附可申候、以上

三月廿六日

宗対馬守内

古川忠右衛門

大石伝十郎

ク江戸表より相達候船将中より書状橋倉紋左衛門方え為持遣、尤小童死骸継船を以被相送と之趣是又申遣ス

(中略)

四月朔日

ク今日鵜殿出雲守様御役所え御呼出ニ付、大石伝十郎罷出候処、御用掛与力被申聞候は、頃日御願被成候上々官玄同知小童金漢中死骸本国え被送返度由、三使衆依望継船之儀御願被成候得共、御先格も無之事故、御聞届不被成候之段御城代より御差図ニ付、此段御達申候様出雲守被申候と之儀ニ付、伝十郎相答候は、御城代様より御差図之御旨を以御達被成候趣、委細承知仕候、対馬守着坂之上、可申聞旨申入

(後略)

ハ 大坂における下官病死に関する史料

前掲「上々官附小童且従事船将病氣二付服藥正使騎船下官李光夏李太郎病氣二付於大坂取斗一件覚書」

(前略)

四月晦日

ク難波鳥え罷在候不平氣之朝鮮人李光夏今日朝鮮元船にて致縊死候処、上々官より病死之段相届候二付、其趣之御届書相認メ鵜殿出雲守様御役所之古川忠右衛門持参差出候処、書面之趣与力中添削候二付、今日持参之書付は取歸

五月朔日

ク昨日差出候李光夏病死御届書添削之通認替、今日出雲守様御役所之忠右衛門持参差出、御届書左二記

正使騎船之下官李光夏義乱心仕三月廿九日同船之下官李太郎え疵付其身ハ水入仕候を引揚候処、李光夏咽突切居候二付、即刻其段遂御案内、内外療養之儀御願申上、則御当地本道平山文徹、外科山下三筑え療養被仰付、段々快ク相見候二付、去八日迄にて様子見候上、文徹三筑共二引取候段去十日御届申上候、然処今日病死仕候段上々官を以申出候二付、様子相尋候処、先達て之疵口又々痛強ク相成、療養不叶相果候由申聞候、素り死骸取納方之義は此方より夫々取計申候、此段御届申上候、以上

四月晦日

宗対馬守内

古川忠右衛門

口上

別紙御届申上候、下官李光夏死骸入棺相濟候ハ、寺庵え預ケ置度旨朝鮮人申候間、以相對九条村竹林寺え差置候様仕度奉存候ニ付、此段申上候、以上

五月朔日

宗対馬守内

古川忠右衛門

ク出雲守様より御呼出ニ付古川忠右衛門罷出候処、左之御書付御渡被成

李光夏相果候儀ニ付、檢使之不及沙汰候様申候由、上々官より申聞、其上当地之医師療治も不致、殊ニ船中ニて相果候上ハ檢使不及差出候、死骸以相對竹林寺え預候義は可為勝手次第候

ク李光夏死骸竹林寺え相預度由、三使衆被相望候ニ付、則御奉行所え御届申上置、竹林寺えハ橋倉紋左衛門より申遣候処、預り可置段返答有之、棺槨入用之品々先達て小童病死之形を以夫々買調致用意、難波嶋え遣ス、尤死骸は竹林寺え預ケ置ク

ク小童金漢中死骸下官李光夏死骸共ニ竹林寺え預ケ置、信使此元出帆之節、一同ニ出船仕候事

二 崔太宗の遺体の移送に関する対馬藩の史料

「奉行方下向於大坂中官崔天濤を通詞鈴木伝蔵致殺害候一件記録」(慶應宝曆四十四、リール四十七。)

宝曆十四甲申年

四月七日

ク今七日未明正使附中官之内、忝人急病之様ニ相見候由、御馳走方立廻之衆より通詞下知役方え為知来、夜番之下知役小宮宇右衛門、通詞樺嶋淳吉早速罷出候処、鑓之穂ニて咽喉を被突、流血夥敷朝鮮人差寄致介抱居、其後上々官より日本外科療治之儀申出、夫々ニ致差図居候内、同辰ノ刻相果候、詮議之儀は追々取掛可申候、依之差当町御奉行、御馳走方、此方立会検分可有之儀ニ候間、功者成ル検使早々被差越度存候、右之趣被添(欠字)御聞候様將監方え申遣

ク右之次第二付、町御奉行え御使者を以御届可被成之処、折節大坂役大石伝十郎罷出居候付、則御使者申渡委細ニ申含、取次を以申上候処、町御奉行御聞達之上被仰聞候は、此儀は早速御城代ニも可被仰上候処、口上ニては申違有之候ては如何ニ候間、書付差出候様被仰渡候付畏罷帰、右之段申聞候付、左之通相認即刻町御奉行え伝十郎持参差出候処、被申上御請取被成、夫より御城代えも一通相認同人持参差出

今七日未明朝鮮人急病之様相見候段、御馳走方立廻役人より申聞候付、此方夜番之通詞下知役并通詞之者罷出見廻り候処、鑓之穂ニて咽喉を突候と相見、流血夥敷朝鮮人差寄致介抱居候、其後上々官より日本外科療治之儀申出候付、御馳走方え申達夫々致差引居候内、辰中刻絶命仕候、依之御検使被差出被下候ハ、御馳走方并対馬守家来共立会検分仕度奉存候旨町御奉行様え申出置候、此段御届申上候、以上、尤詮議之上猶亦追々可申上候、以上

四月七日

宗一内

大石伝十郎

御城代様えは此通伝十郎名前にて差出

(中略)

四月十日

ク崔天淙入棺之節、御檢分御役人被差出候哉、且入棺之上何方え被差置可被下哉之兩条、町御奉行所え左之伺書差出候処、勝手次第取斗候様と之御事、尤入棺之上差置所之儀は追て彼方より可被仰渡之旨、御達有之候付、取納方之儀以裁判役々え及差図

口上

都訓導崔天淙入棺之節、御檢分之御役人御差出可被下候哉、又は不及其儀此方役人共計にて可相濟哉、奉伺候一右崔天淙入棺之上、何方え被差置被下候哉、御差図被仰付可被下候、以上

四月十日

宗一内

大石伝十郎

ク崔天淙棺出来方之書付、上々官より裁判え差出候付、大石伝十郎え申渡、此方大坂役方にて夫々用意有之

一 棺内 長内 廣内高 依屯見椽

措備入

一七星板は為入浴事

甲申四月初十日

上々官

裁判両公

幹事官両公

右之板寸尺左之通致用意

長六尺、高壹尺三寸六分 横壹尺四寸七分

ク横死之者入棺之節、入用之品々左之通相渡候様、上々官申出候付、裁判より御代官方え申遣相達

七嶋拾枚 細引四拾尋余 四筋二して

銅なへ壺 種油二合

松やに

四月十一日

ク横死之朝鮮人棺漸今朝御代官方より出来二付、直ニ朝鮮人方え相渡、早々入棺有之候様、尤其節通詞下知役小宮
宇右衛門、御徒士目付桜木平治、通詞等立会遂見分、相濟て棺之儀は平治致封印、先達て令病死候小童一所二被
召置被下候様、上々官申出候付、左之通書付相認、御堂内宗官方詰所え古川忠右衛門持参、与力金井塚団之允え
相渡

口上

中官崔天淙死骸入棺相済候付、出船迄竹林寺へ相預置具候様、三使衆被申候付、伺等相済候上、相預候様仕度、竹林寺へも相對仕置申候、尤右死骸相送り候節は三使衆よりも朝鮮人五六人程も可相附旨被申候付、道筋不行規ニ無之様對馬守方より侍并足輕差出相堅メ、死骸送り届置候て、右朝鮮人は直ニ客館え引取、死骸之儀は小屋掛仕番人之足輕共差置、先達小童差置候通之手番ニ可仕候、此段宜御差図被仰付被下候様奉頼候、以上

四月十一日

宗一内

古川忠右衛門

ク崔天淙死骸之儀、此方御馳走方えも不申聞出館為致候付、早速人数等差出呼返し、右不埒之次第上々官え申達、尤竹林寺え相送り候儀、町御奉行所え以古川忠右衛門御届申上、御返答次第出棺之儀可申達旨、上々官え相達置

(中略)

ク(四月十三日)横死之死骸竹林寺え送方之儀、町御奉行え大石伝十郎を以申入置候処、夜前子ノ刻比伝十郎町御奉行え被成御呼、死骸送方之儀御城代より勝手次第被差送候様被仰渡候間、左様相心得候様ニと之儀ニ付、相応ニ御請申上、伝十郎義直ニ客館え罷出、橋左衛門え右之趣申聞候付、早速上々官え申達、尤今晚直ニ相送候様相達候得は、上々官承り三使衆え申達候処、三使衆被申候は、最早今晚は及深更殊ニ下々臥居候間、明朝早々差送候様被申付候段上々官申聞候付、送方及延引居候事故、何分今晚被相送候様申達候得共承引無之、兎角申内頓て及夜明、今辰ノ刻左之通道々警固人其外前後之騎馬等相附竹林寺え被差送、尤相附候朝鮮人左ニ記之

ク竹林寺え持越候処、於彼所棺置所等用意無之、其上両町御奉行より被差越候与力衆より置所等見届候上、我々引

取可申候得共、掛合之人も無之段被申候由相聞候ニ付、則伝十郎より御船奉行橋倉紋左衛門え掛合置候品も有之、右之趣紋左衛門方え申遣候処、則紋左衛門罷出収方等夫々及差図、与力衆ニも夫々致取引直ニ退出、棺之儀は内縁ニ差置候段相附候興添之面々相届

一上々官三員看検

興添

〔神宮儀兵衛
鵜瀬喜内〕

一中官拾人

組之者四人

一擔軍四十名

両迄罷出

通詞四人

右は至殯所

一中下官一百人

同四人門外迄

右は送至門前還入事

四月十四日

(後略)

ホ 崔天宗の遺体の移送に関する萩藩の史料

「信使来帰上関記録」山口県文書館所蔵毛利家文庫四二御勤事(八七一―二一六一四)。

(前略)

一(四月)同十三日沖家室より飛船到来、御返物積船拾八端三艘上乘より番頭杉村弁之進、俵左衛門、幾度六右衛

門乗組、信使より先達て仕出、且又従事上々官小童病氣にて江戸えも不罷越相残居候処病死、此死骸対州様より兵庫船にて差送り才料ハ足輕一兩人にて漕船ハ臨時才料より好次第番船差出、所々庄屋共罷出可然通対州御家来渡辺佐兵衛より申越候由、尚又九日三使達一行対州御屋敷え御饗応、夫より川御座え乗移十日出帆筈候処、六日曉於客館中官壱人差殺相手不相知、小童病死之節さへ町両御奉行被罷出候儀二付、増てハ此儀は六ヶ敷可有之との儀、官人故障有之候へは、あたり御構無之様ニ相見候、此段蒲刈御船手足達九右衛門、牛窓罷越居候処、備前御船手奥山平四郎大坂より四月八日之日付にて内達、芸州御家来西村弥太郎より平岡善兵衛え知せ越候付、一面書到来萩、赤間関えも申達候事

(中略)

一(五月二十二日)今朝明石より之順達蒲刈より到来、朝鮮人之内小童、中官、下官死躰積船拾式端帆大坂船にて上乘才料久和勘右衛門、黒岩佐兵衛と申者乗組罷下り候由にて、才料より漕船等望之四五艘差出筈之通申来候故、此趣萩、赤間関えも申達候事

一今昼過、右死躰船着船候も才料より漕船望候故獵船三艘用意之致沙汰候、延享之節は死躰積船国継にして対州足輕兩人上乘仕、芸州御家来岡部五左衛門と申者付廻り着船御番所にて赤溜カ五兵衛、大塚勘右衛門出会送り証文受取、五左衛門儀宿等申付一汁三菜之料理御仕出被仰付、高井小左衛門、伊藤市郎兵衛より鯛一折五左衛門え差送、勿論才料えハ金貳百疋程小左衛門、市郎兵衛よりとして被遣候て藍嶋えも勘右衛門平通にて被差越、才料賄船等も被差越候へ共、此度は上筋より一向御あいしらい無之候二付、当関にても右之通、左候て翌日出船仕候事

(後略)

へ 崔太宗の遺体の移送に関する福岡藩の史料

「宝曆十三癸未年朝鮮人帰国記二上」黒田五十一（『記録』（十三）一九七、一九八頁）。

於大坂病死并横死之朝鮮人死体御領海通船之事

一信使来朝之節、於大坂小童一人《從事付上々官小童》病死、且又帰国之節同所にて上官一人致横死候《対州通詞鈴木伝藏と申者鎗之穂にて指殺候由》依之対馬守殿より兵庫之船一艘御借用有之、右死体乗之足輕二人《桑野勘右衛門、黒岩左右衛門》被差添申五月六日朝大坂出船、六月二日地嶋え着船之事

百五十石位船 壹艘

右漕船三艘被指出、為番人灯笼堂番ノ足輕、此方より之番船ニ乗組差出之、但、足輕指問候付一人ハ足輕、一人ハ組頭差出之

○就右早速庄屋為見廻、水薪為持罷出相應之挨拶仕、追て左之通相贈

集肴 一折

酒 一樽

（朱筆）

「延享年ハ於芸州蒲刈中官一人致病死、右死体国繼にて送来候、依之此方様よりも上筋之通賄方側筒一人、足輕一人被指出、賄被仰付候へとも、此節ハ対州より御借立之船故賄ニ不及候事」

○右之船六月十日地嶋出帆候処、風向通船難相成二付藍嶋え繫船、同所ニても附添役人揚陸無之、庄屋地嶋之通為見廻乗船え水、薪持參罷越、相應之挨拶仕追て左之通相贈之

集肴 一折

酒 一樽

○右之外御取扱之次第曾て無之

○六月十四日藍嶋出帆候処、同日風逆候由にて再び乗戻候、同十六日出帆勝本え着船候事

(朱筆)

「右死体船御領海通船相濟候付、公義え御届之次第、延享年御記録相考候処、萩、平戸御留守居など之問合有之、此方様よりも御届ニ不及旨御留守方より申来候段相見へ候付、此節も御届之御沙汰ニハ不及候事」